

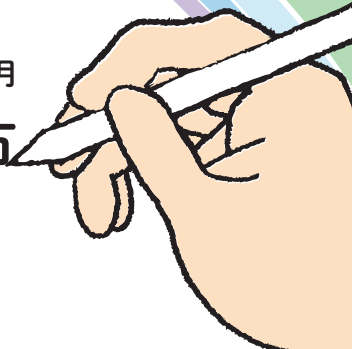
第4次

成田市 男女共同 参画計画

あらゆるひとが自分らしく輝き 互いに思いやるまち 成田をめざして

令和3年6月

成田市



はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境が、少子高齢化や人口減少などにより大きく変化していく中で、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や、女性の活躍に向けた意識改革を進めることが重要な課題となっています。

また、女性や男性に関わらず、全ての人々がその時々のライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるような社会が求められています。

本市においては、平成28年に策定した「第3次成田市男女共同参画計画」及び平成29年に策定した「成田市女性活躍推進計画」において、女性が個性と能力を十分に発揮し、女性も男性も共に活気のある社会、ひいてはあらゆる人にとって暮らしやすい社会の実現を目指し、様々な事業を進めてまいりました。

この度、これまでの事業の取組状況や、令和2年度に実施した市民・事業所・中学生を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、だれもがお互いを尊重し、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指し、「あらゆるひとが自分らしく輝き 互いに思いやるまち 成田をめざして」を基本理念として、「第4次成田市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画の推進には、本市の施策はもとより、市民の皆様や関係機関の皆様が身近な問題として捉え、社会全体で取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました成田市男女共同参画計画推進懇話会委員の皆様をはじめ、その他関係する全ての皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和3年6月

成田市長 小泉 一成



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
(1) 改定の目的	3
(2) 計画期間	3
(3) 男女共同参画をめぐる主な動き	4
(4) 計画の位置付け	5
第2章 成田市の現状と課題	7
1 成田市の現状	9
(1) 年齢別人口の推移	9
(2) 世帯の推移	9
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	10
(5) 年齢別労働力率の推移	11
(6) 就業者数の推移	12
(7) 審議会等における女性委員の比率	12
(8) 外国人住民人口の推移	13
2 第3次計画の達成状況	14
(1) 前計画の達成状況	14
(2) 各基本目標におけるI評価事業の内訳	14
3 アンケート調査結果	15
(1) 調査の概要	15
(2) 調査の結果	16
4 男女共同参画の現状と課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
第4章 各施策の内容	31
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり	33
施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	33
施策の方向性2 地域における男女共同参画の推進	35
施策の方向性3 市による先導的な男女共同参画の推進	37
基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり	39

施策の方向性1	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	39
施策の方向性2	女性のチャレンジ支援	42
施策の方向性3	雇用等における男女共同参画の推進	44
基本目標Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会づくり	46
施策の方向性1	あらゆる暴力の根絶のための意識啓発	46
施策の方向性2	暴力に関する相談体制の整備・強化	48
施策の方向性3	被害者の保護・自立支援	50
基本目標Ⅳ	あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり	52
施策の方向性1	生涯を通じた男女の健康支援	52
施策の方向性2	誰もが安心して暮らせる環境整備	55
施策の方向性3	防災分野における男女共同参画の推進	57
基本目標Ⅴ	あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり	58
施策の方向性1	男女共同参画に関する意識・理解の浸透	58
施策の方向性2	一人ひとりを大切にする教育・学習の推進	60
施策の方向性3	多様性を尊重する意識づくり	62
第5章	計画の推進体制	65
1	計画の推進体制	67
2	進行管理等	68
資料編		69
(1)	成田市男女共同参画計画推進懇話会設置規則	71
(2)	成田市男女共同参画計画推進懇話会委員名簿	72
(3)	策定経緯	73
(4)	男女共同参画社会基本法	74
(5)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78
(6)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 改定の目的

成田市では、平成10年度を初年度とする女性施策の推進計画として「成田市女性行動計画」を策定し、平成18年度からの「成田市男女共同参画計画」及び平成23年度からの「第2次成田市男女共同参画計画」、平成28年度からの「第3次成田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

第3次計画の計画期間が令和2年度末で終了したことを踏まえ、人口減少社会の本格化と働き方・暮らし方の変革、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和3年度からの「第4次成田市男女共同参画計画」を策定しました。

(2) 計画期間

この計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

年度	平成28年度 (2016年度)	～	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
国	第4次男女共同参画基本計画 (施策の基本的方向・具体的な取組)			第5次男女共同参画基本計画 (施策の基本的方向・具体的な取組)				
千葉県	第4次千葉県男女共同参画計画 (事業計画)			第5次千葉県男女共同参画計画 (事業計画)				
成田市	第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV ¹ 対策基本計画 成田市女性活躍推進計画			第4次成田市男女共同参画計画				

¹ 英語の「Domestic Violence」の頭文字をとってDVと略したもの。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

第1章 計画の策定にあたって

(3) 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(国) 「男女共同参画社会基本法」成立・施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「成田市女性政策推進員」設置 男と女のライフカレッジ開催(～16年) フォーラム・イン・ナリタ開催(～29年)
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(世界) 「ストーカー行為等規制法」施行(国) 「男女共同参画計画」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会をめざす情報紙「さざなみ」創刊
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(国) 「DV防止法」成立(国) 「千葉県男女共同参画計画」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 男と女の女性学セミナー開催(～14年・3回コース)
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域人権啓発活動活性化事業とフォーラム・イン・ナリタ共同開催
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」施行(国) 「少子化社会対策基本法」成立(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課に「男女共同参画班」新設 「成田市男女共同参画推進員」設置 男女共同参画セミナー開催(～18年・前期後期)
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> 「性同一性障害者特例法」施行(国) 改正「DV防止法」施行(国) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定(国) 	
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行(国) 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(国) 少子化・男女共同参画担当大臣設置(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間啓発講演会開催
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正(国) 「千葉県男女共同参画計画(第2次)」策定(県) 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 「成田市男女共同参画計画推進懇話会」設置 「成田市男女共同参画計画」策定 成田市、下総町、大柴町が合併し新「成田市」誕生
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正「男女雇用機会均等法」施行(国) 「パートタイム労働法」改正(国) 「DV防止法」改正(国) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間啓発講演会開催 男女共同参画セミナー開催(～現在・4回コース)
平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正「DV防止法」施行(国) 改正「パートタイム労働法」施行(国) 	
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解(世界) 「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)(国) 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための相談」開設(月2回開催)
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」施行(国) 「第3次男女共同参画基本計画策定」(国) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(国) 	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント²のための国際機関)発足(世界) 「第3次千葉県男女共同参画計画」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次成田市男女共同参画計画」策定 「DV相談」開設(月1回開催)
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択(世界) 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための相談」拡充(月3回開催)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正(国) 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(国) 「ストーカー規制法」改正(国) 	<ul style="list-style-type: none"> DV相談を「女性のための相談」に統合(月3回開催)
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための相談」拡充(毎週木曜日開催) 「成田市男女共同参画センター」設置

² 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定（国） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画係を企画政策課から市民協働課へ移管
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連女性の地位委員会（世界） ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW！2016)開催（国） ・「第4次千葉県男女共同参画計画」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次成田市男女共同参画計画（成田市DV対策基本計画を含む）」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」改正（国） ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「成田市女性活躍推進計画」策定
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による「イクボス宣言」 ・男女共同参画講演会開催（～現在）
令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（国） ・「労働施策総合推進法」改正（国） 	
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」策定（国） 	
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次千葉県男女共同参画計画」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次成田市男女共同参画計画」策定

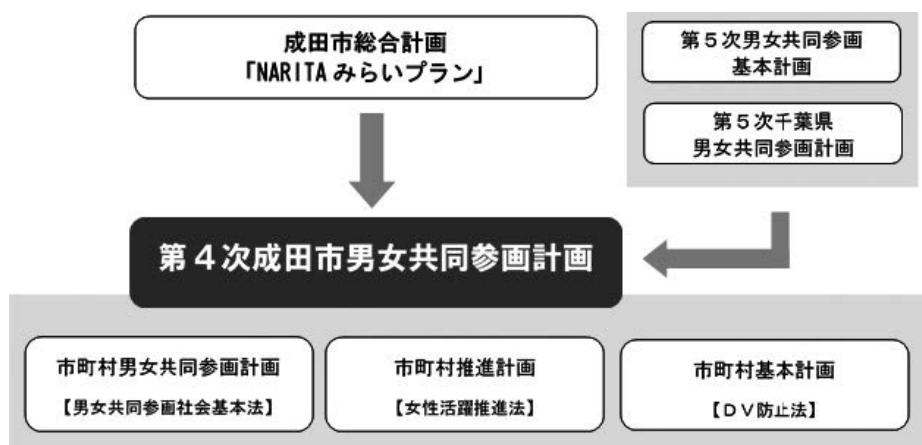
(4) 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画計画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「千葉県男女共同参画計画」を踏まえ策定するものです。

また、本市の総合計画「NARITAみらいプラン」との整合性を図りながら、男女が共に参画できる社会環境の整備を推進していくための計画です。

「NARITAみらいプラン」では持続可能な開発目標(SDGs³)の理念を取り入れており、全施策にSDGsにおける17のゴールを関連付けております。本計画は、17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」に関連しています。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「市町村推進計画」、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定される「市町村基本計画」として位置付けます。



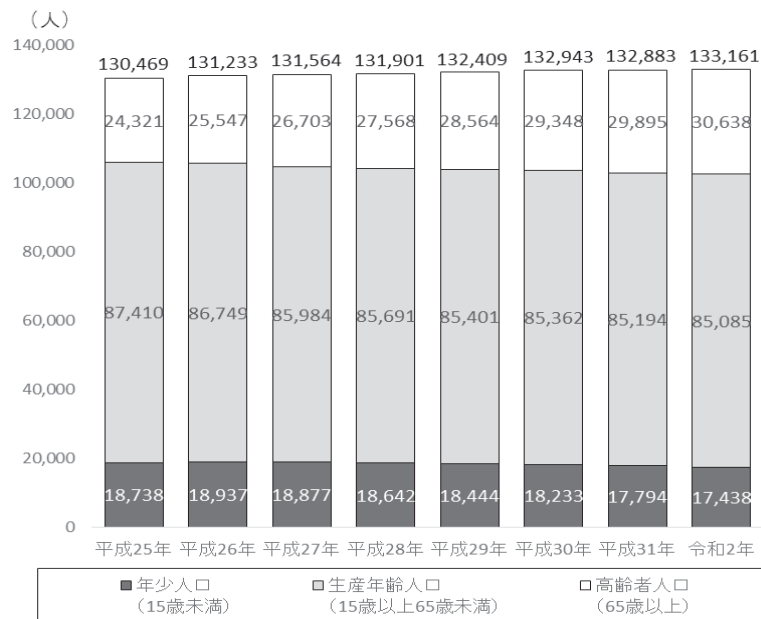
³ 平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。

第2章 成田市の現状と課題

1 成田市の現状

(1) 年齢別人口の推移

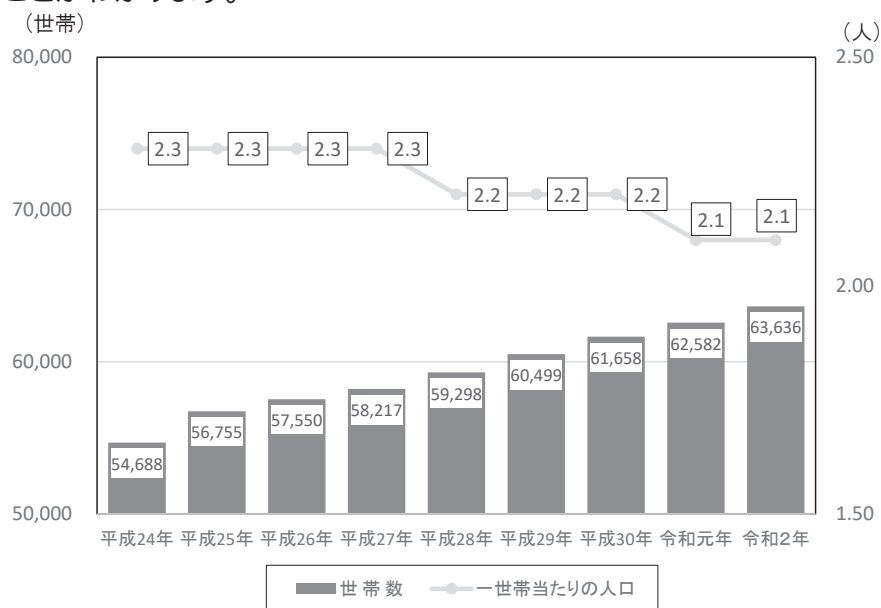
年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。高齢者人口は増加を続けており、令和2年の時点で3万人を超えています。



出典:住民基本台帳(各年3月末日現在)

(2) 世帯の推移

世帯数は増加傾向、1世帯当たり世帯人員は下降傾向にあり3人を割っていることから、1~2人の世帯が増加していることがわかります。

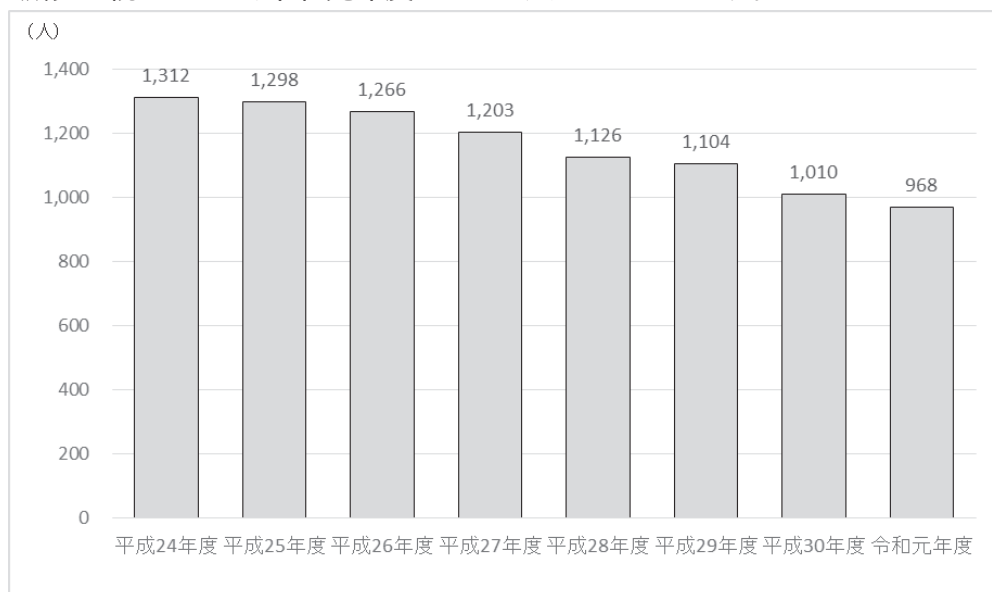


出典:成田市統計書(平成24年版~令和2年版)

第2章 成田市の現状と課題

(3) 出生数の推移

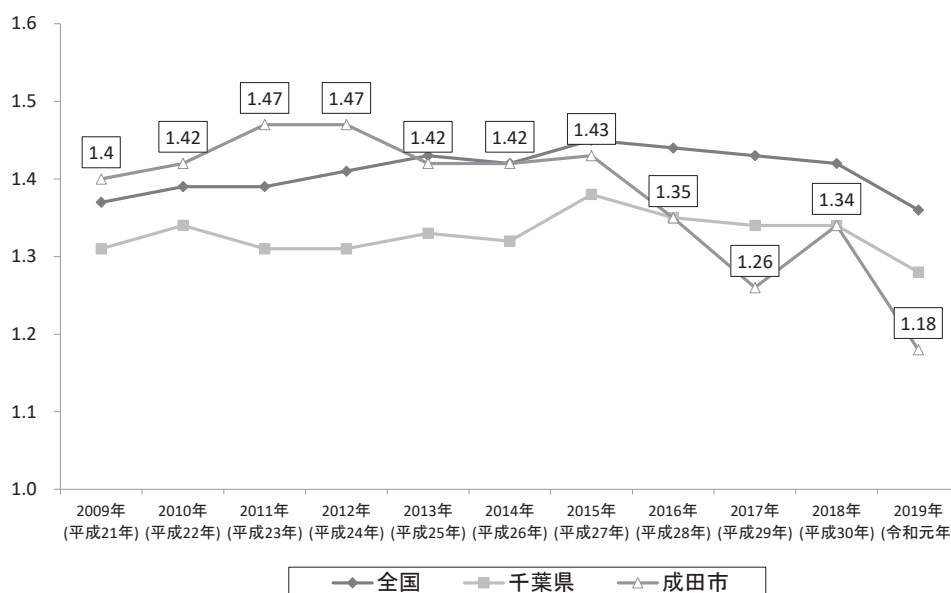
出生数は減少が続いており、令和元年度は 968 人となっています。



出典:成田市統計書(平成 24 年版～令和2年版)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率⁴は、平成 27 年以降は下降傾向がみられ、令和元年には 1.18 まで落ち込み、全国、千葉県を下回っています。

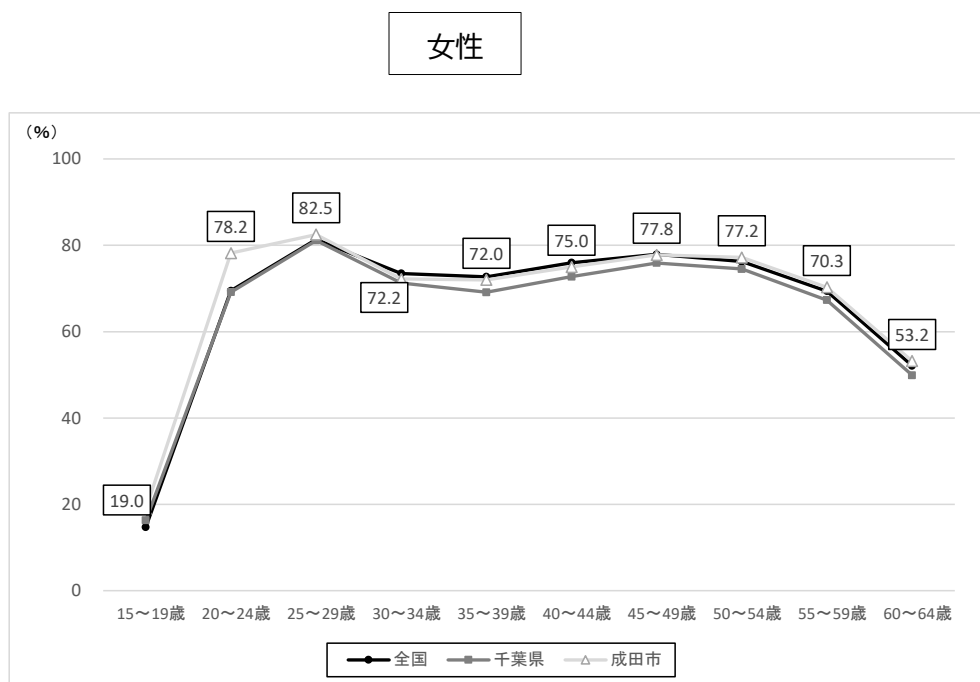


出典:全国・千葉県 人口動態統計(平成 21 年～令和元年)
成田市 住民基本台帳年齢階級別人口(平成 21 年～令和元年)

⁴ 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。人口置換水準（合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準）は 2.07 とされている。

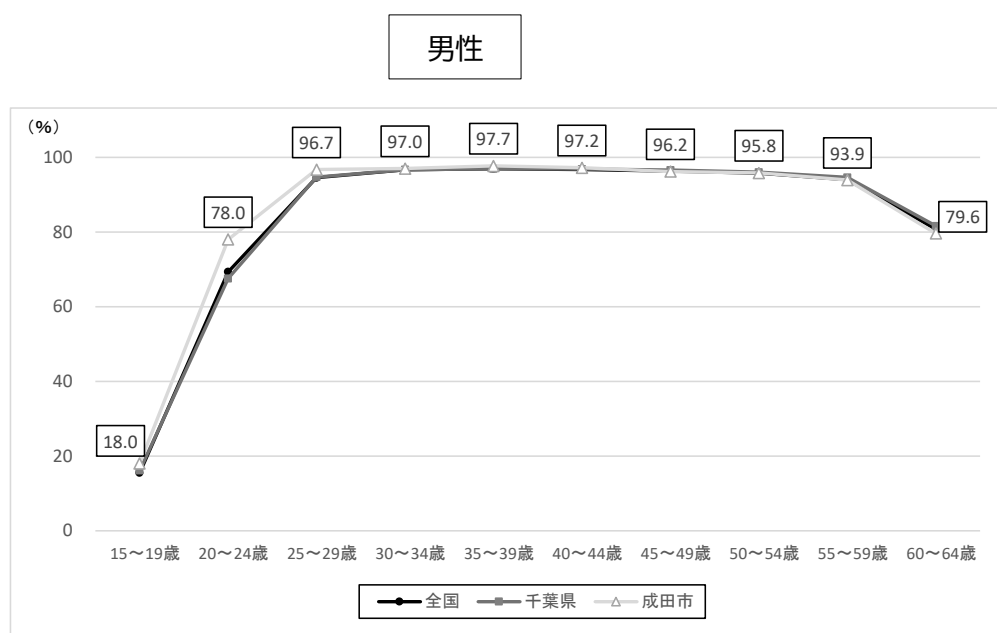
(5) 年齢別労働力率の推移

女性の労働力率⁵は、ほとんどの年齢層において県よりも高くなっています。M字型の谷部分は35～39歳をピークに落ち込み、結婚・出産期を境に女性の労働力率が低下しています。



出典：平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計

一方、男性の労働力率は、全国、県と同様の推移となっています。



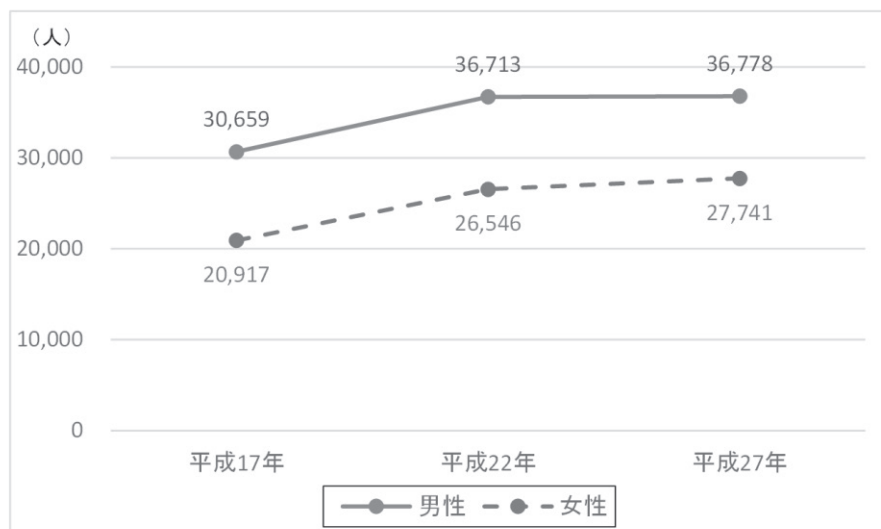
出典：平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計

⁵ 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。

第2章 成田市の現状と課題

(6) 就業者数の推移

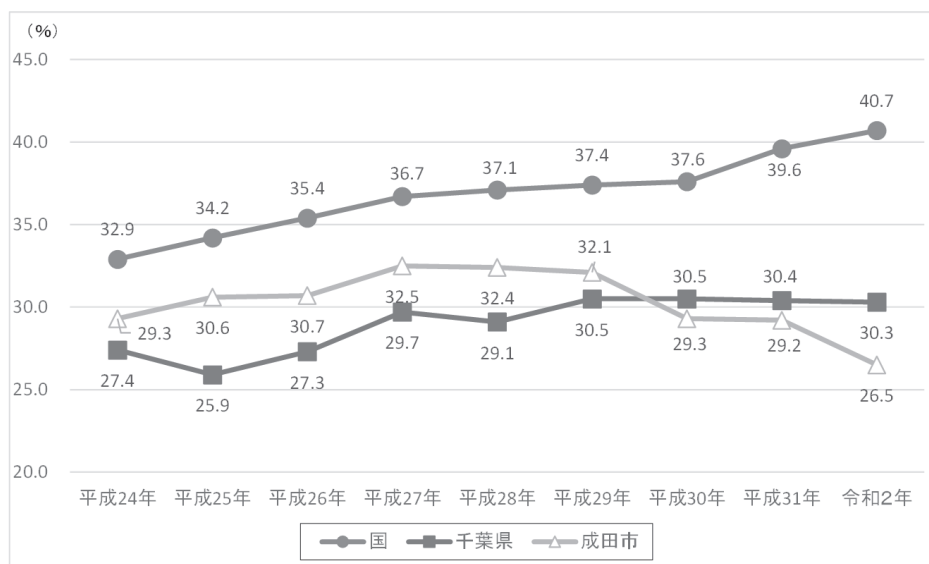
就業者数は、人口の増加に伴い、男女とも増加傾向にあります。



出典:国勢調査(平成17年・平成22年・平成27年)

(7) 審議会等における女性委員の比率

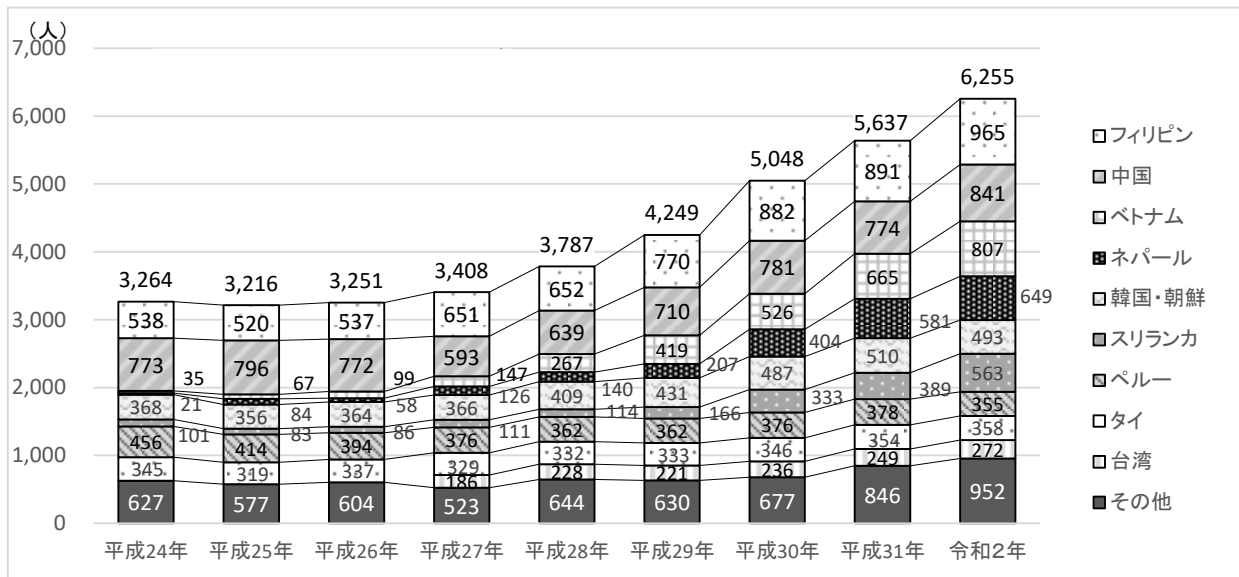
審議会等委員への女性の登用比率は、30%前後で推移し、千葉県を上回る水準ではあったものの、平成29年以降はやや低下傾向にあります。



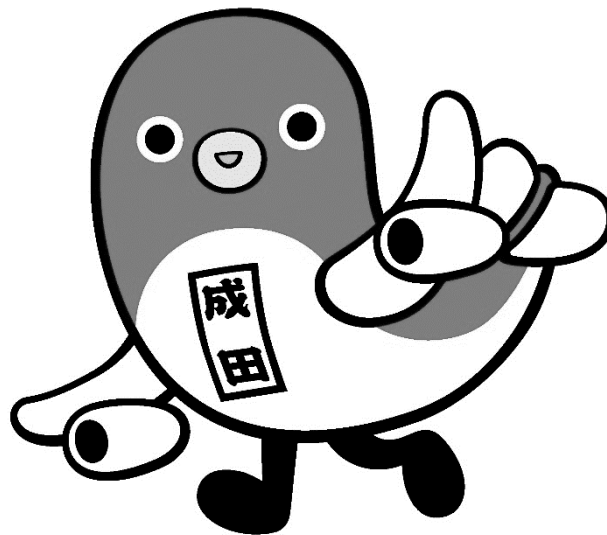
出典:内閣府国の審議会等における女性委員の参画状況調べ
内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(8) 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は平成 29 年以降増加傾向にあり、国籍も多様化しています。



出典:成田市統計書(平成 24 年版~令和2年版)



2 第3次計画の達成状況

(1) 前計画の達成状況

「第3次成田市男女共同参画計画」において、計画の着実な推進と実効性を確保するため、各施策の達成状況を以下の基準で評価しました。事業執行に際して、男女双方の受益の公平性が配慮されているか、参画社会形成の促進に貢献したかなど、男女共同参画の視点における評価をしています。

<計画期間最終年度に対する達成見込み>

評価区分	評価基準	評価内容	事業数
I	75%以上	十分達成する	32
II	50%以上	ある程度達成する	80
III	25%以上	達成が不十分で、改善を要する	0
IV	24%以下	達成にはほど遠く、事業全般の見直しを要する	0
V	その他	(事業終了、事業を予定どおり実施しなかったなど)	0

(2) 各基本目標における I 評価事業の内訳

基本目標 I : あらゆるひとの人權を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり……………2事業

キャリア教育の充実／外国人への情報提供の充実

基本目標 II : あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり……………8事業

成田市子ども・子育て支援事業計画の推進／地域型保育給付事業／ファミリー・サポート・センター推進事業
児童ホーム運営事業／預かり保育の実施／病児・病後児保育の充実／保育園開放ふれあい事業
地域子育て支援センターの充実

基本目標 III : あらゆる分野に男女共同参画を取り入れるための仕組みづくり……………2事業

家族経営協定の締結推進／男女共同参画センターの運営

基本目標 IV : あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり ……………14 事業

薬物乱用等の予防に関する情報提供／妊娠・出産などに関する情報提供／妊産婦への理解と協力
スポーツを通じた健康の保持・増進／母子保健事業／成人保健事業／健康診査／結核・がん検診
医療相談ほっとライン／ユニバーサルデザイン⁶やノーマライゼーション⁷の理念に基づく環境整備
地域包括支援センターの整備・充実／障がいのあるひとへの地域生活支援事業
地域介護予防活動支援事業／ひとり親家庭の自立促進事業

基本目標 V : あらゆる暴力を許さない社会づくり(成田市DV対策基本計画含む)……………6事業

地域防犯推進員活動／自主防犯パトロール活動の推進／通学路防犯広報啓発パトロールの実施
駅前番所事業／防犯灯の整備と維持管理／街頭防犯カメラの設置管理

⁶ あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

⁷ 障がい者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

調査目的

令和3年度から始まる「第4次成田市男女共同参画計画」の策定にあたり、市民、中学生、市内事業所の方々から男女共同参画社会に対するご意見を伺うとともに、皆さまの意識の移り変わりを調べ、市が今後取り組むべき施策に反映させるため、調査を実施しました。

調査概要

調査名	調査対象	調査方法
1. 市民アンケート調査	市内在住の20歳以上の男女個人 (無作為抽出)	郵送によるアンケート調査、 Web回答併用
2. 中学生アンケート調査	市内中学2年生・義務教育学校8年生全員	学校配布・学校回収
3. 事業所調査	経済センサス(平成28年)より市内の事業所を無作為抽出	郵送によるアンケート調査、 Web回答併用

調査期間

市民アンケート調査、事業所調査 : 令和2年8月6日(木)～8月28日(金)

中学生アンケート調査 : 令和2年7月22日(水)～7月31日(金)

回収状況

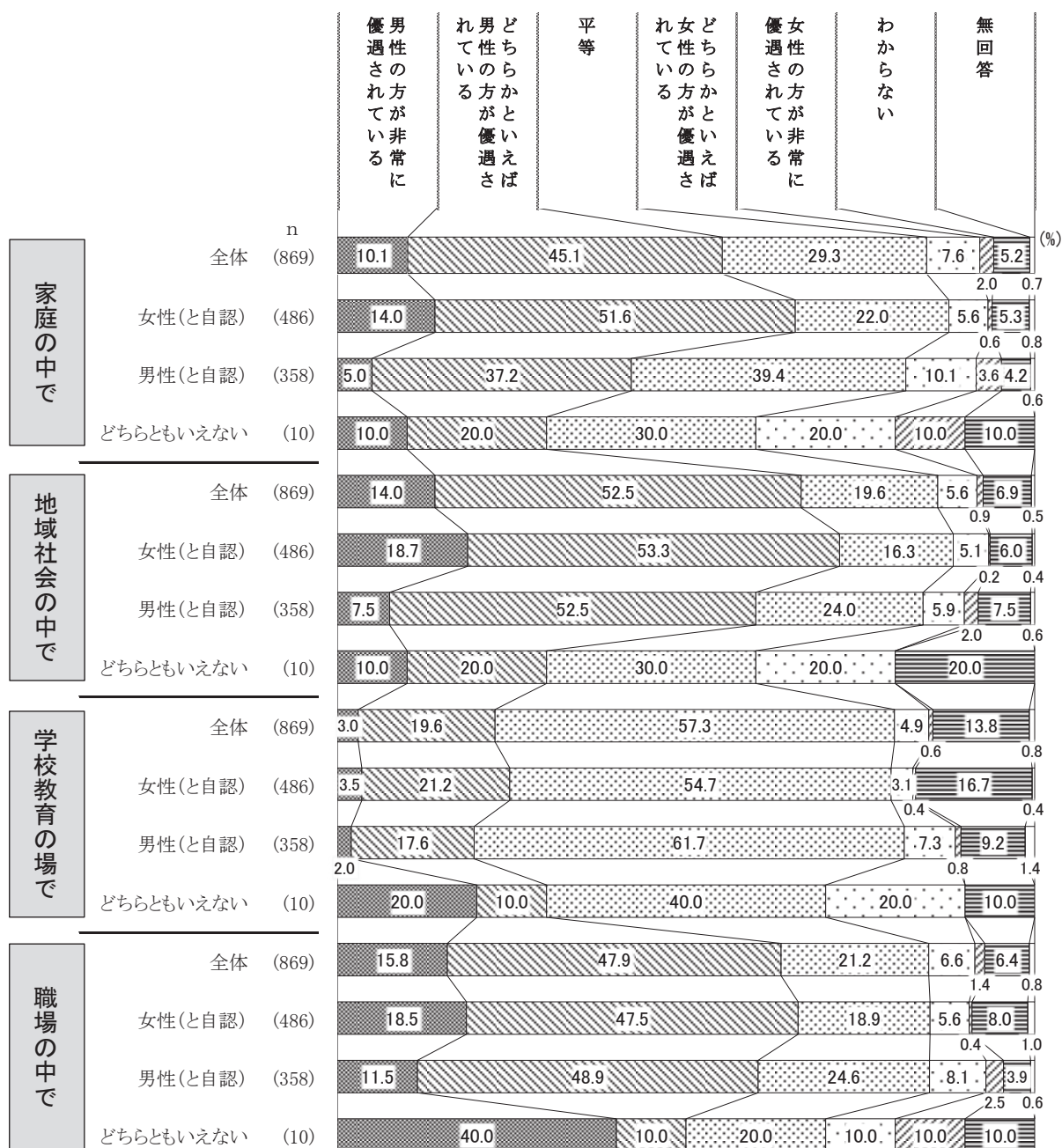
調査名	発送数	回収数	回収率
1. 市民アンケート調査	2,000件	869件	43.5%
2. 中学生アンケート調査	1,314件	1,234件	93.9%
3. 事業所調査	1,000件	345件	34.5%

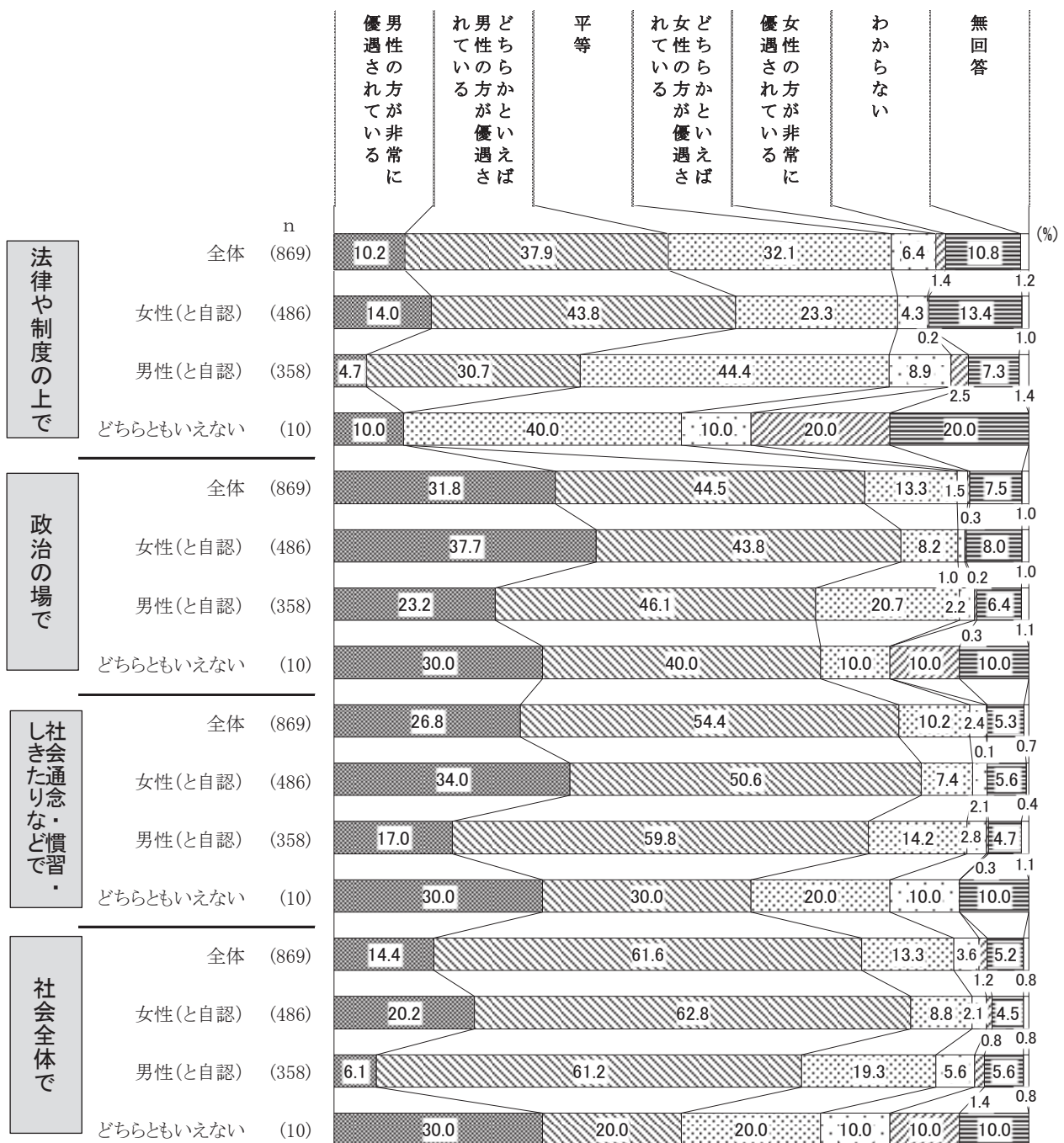
(2) 調査の結果

■あなたは、次の項目について、一般的に見て男女の地位は平等になっていると思いますか。
 <市民アンケート調査：問2>

男女平等意識について全体でみると「学校教育の場で」以外の項目では、『男性が優遇されている』と回答した割合が高くなる結果となった。さらに性別で意識の差をみると、男性よりも女性の方が、より『男性が優遇されている』と感じていることがわかった。特に性別による意識の差が大きかった項目は、「家庭の中で」「法律や制度の上で」「社会全体で」「政治の場で」「地域社会の中で」となっている。

※『男性の方が優遇されている』…回答選択肢の「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を足し合わせた回答。

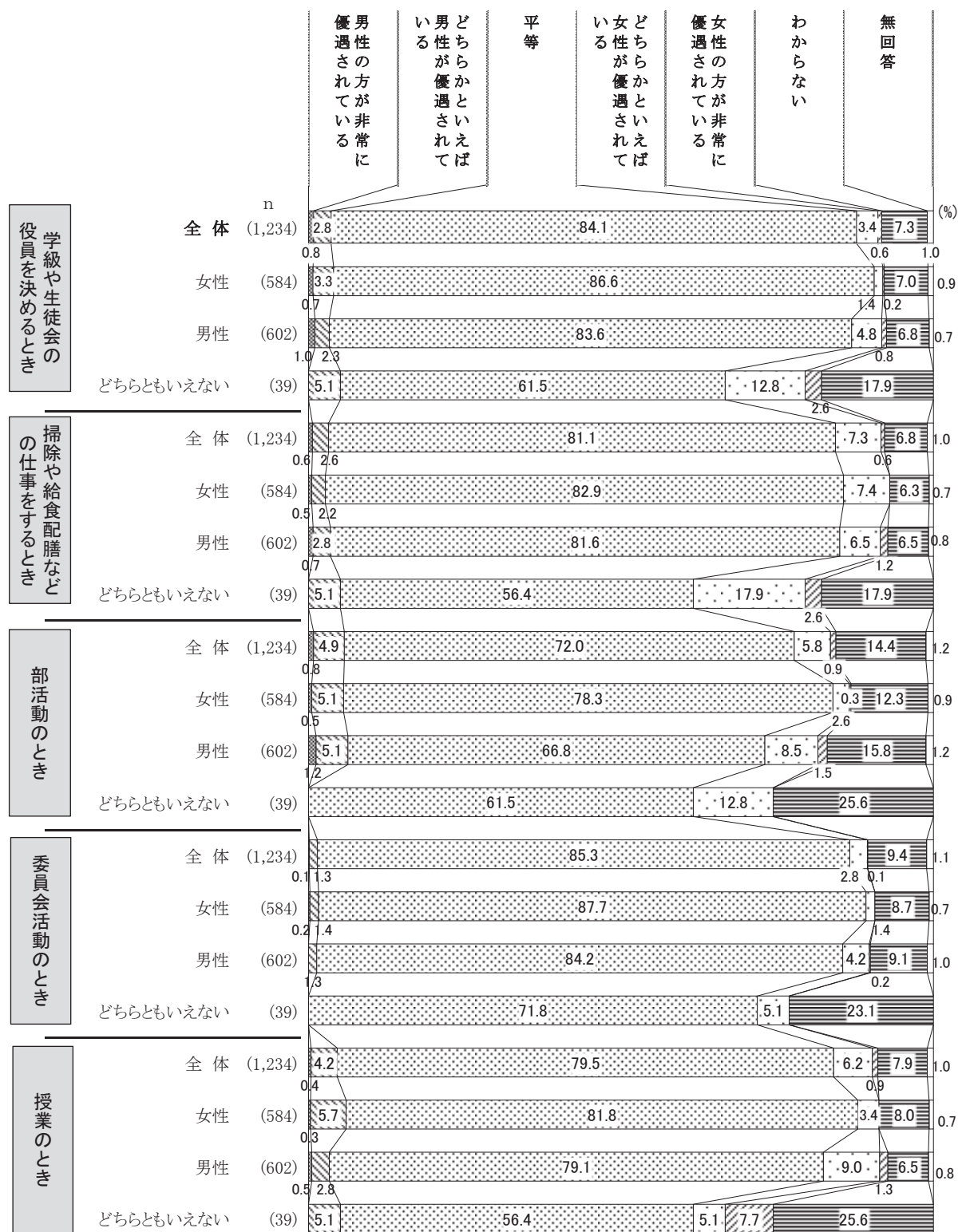




第2章 成田市の現状と課題

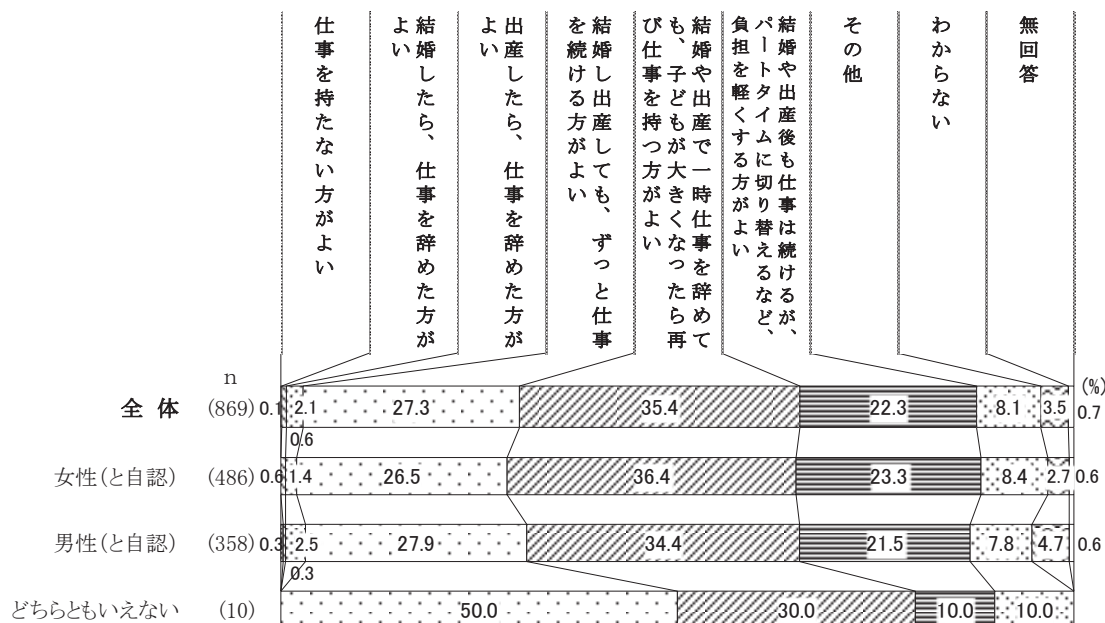
■あなたは、次あげるような学校生活の場面で、男女は平等になっていると思いますか。
 <中学生アンケート調査：問6>

学校生活の場面での男女平等意識はいずれの項目でも「平等」が7割以上と多くなっているが、「部活動のとき」が他の項目と比較して「平等」と感じている人が少なくなっている。



■あなたは、女性が職業を持つことについて、どのようにお考えですか。次の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。〈市民アンケート調査：問9〉

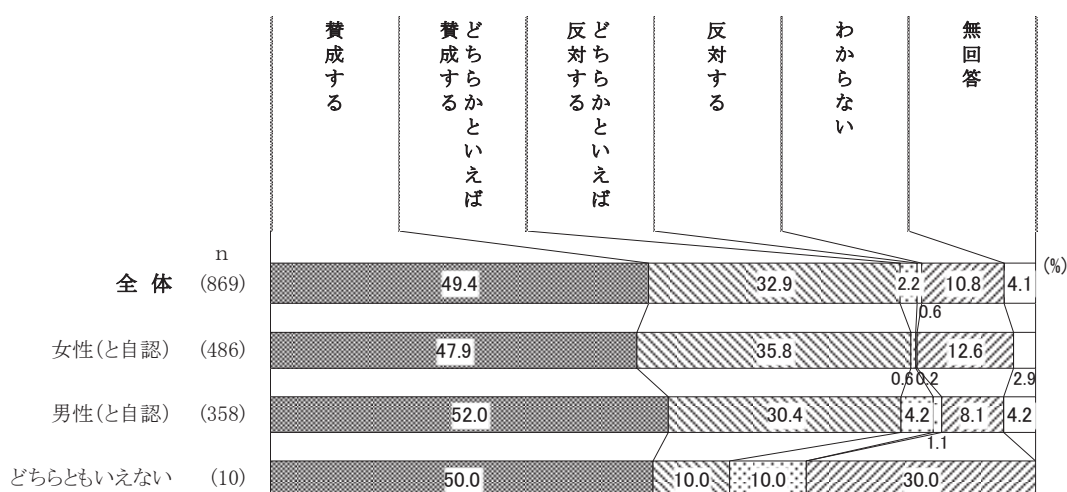
女性が職業を持つことに関しては、「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が最も高く、次いで「結婚し出産しても、ずっと仕事を続ける方がよい」「結婚や出産後も仕事は続けるが、パートタイムに切り替えるなど、負担を軽くする方がよい」の順となっている。性別では特に大きな差はみられない。



■女性があまり進出していない分野で、女性の登用を計画的に進めていくことなどを「ポジティブ・アクション⁸」といいます。このような取組を行うことについてどのように思いますか。次の中からあてはまる番号を1つだけ選んでください。〈市民アンケート調査：問20〉

ポジティブ・アクションの取組に関しては、「賛成する」が49.4%で最も高く、次いで「どちらかといえば賛成する」「わからない」「どちらかといえば反対する」「反対する」の順となっている。性別でみると『賛成する^{*}』は、女性、男性ともに8割を超えている。

※『賛成する』…回答選択肢の「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」を足し合わせた回答



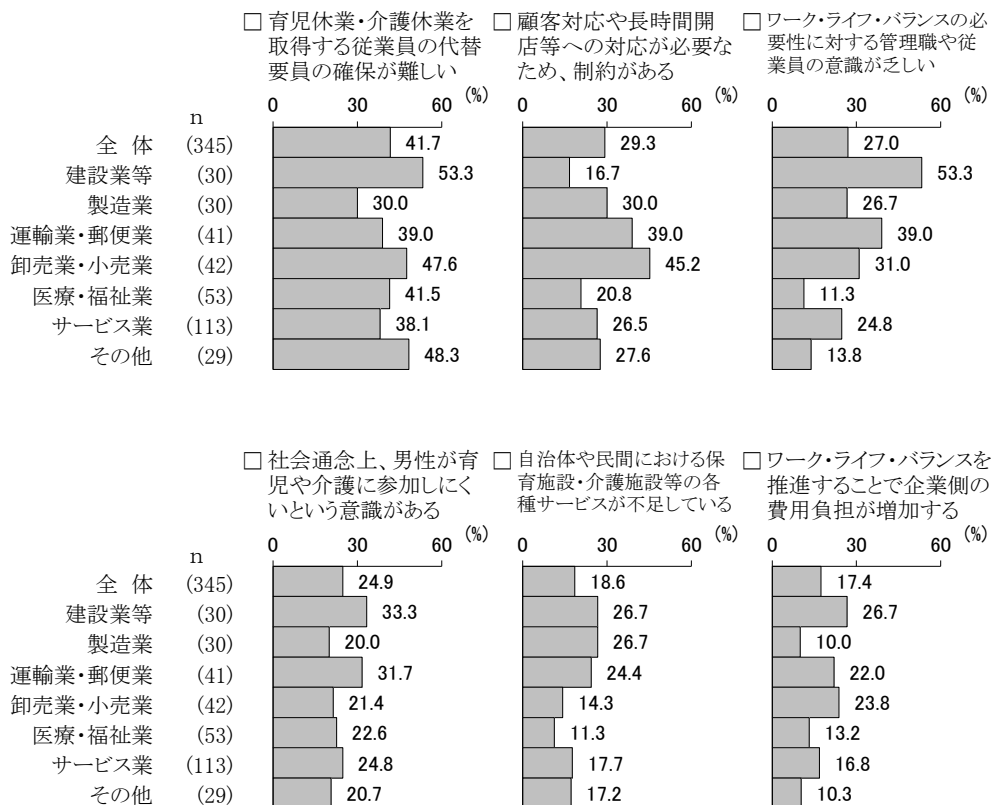
⁸ 男女が、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

第2章 成田市の現状と課題

■貴事業所において、ワーク・ライフ・バランス⁹を推進していく際の問題点について、次の中からあてはまる番号をすべて選んでください。＜事業所調査：問7＞

主な業種（7区分）別にみると、いずれの業種でも「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」は3割以上となっており、特に建設業等では53.3%となっている。建設業等ではこの他、「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識が乏しい」も53.3%と多く、運輸業・郵便業、卸売業・小売業でも3割台となっている。また、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業では「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」が、建設業等、運輸業・郵便業では「社会通念上、男性が育児や介護に参加しにくいという意識がある」が3割以上となっている。

※上位6項目掲載



⁹ 仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされている。

■あなたは、これまでにあなたの夫や妻（事実婚や別居中、離・死別を含む）または恋人等のパートナーから、次のようなDVにあたる行為を、経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。それぞれの中からあてはまる番号をひとつ選んでください。

<市民アンケート調査：問16>

DVについて「被害経験がある」は“大声でどなる”が17.0%、「加害経験がある」はいずれも1割未満であるが“大声でどなる”が7.7%と他の項目より多くなっている。「身近で見聞きしたことがある」は“大声でどなる”が23.5%、“「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」などと言う”が17.0%となっている。

DV経験（被害・加害・見聞き）全体と比較すると、“大声でどなる”は前回調査（平成27年度実施）より減少が目立っているが、それ以外では特に大きな差はみられない。



4 男女共同参画の現状と課題

本市の現状について、「第3次成田市男女共同参画計画」の達成状況、アンケート調査結果並びに「成田市男女共同参画計画推進懇話会」での検討から、次の課題がみえてきました。

① 女性の活躍について

職場における男女平等については、「平等である」の回答が前回調査(平成 27 年度実施)から微増し、改善傾向にあります。男女ともに6割台の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

女性が仕事を持つことについて、8割台半ばの人が肯定しています。特に多い回答は「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」となっており、M字カーブ¹⁰は解消しつつあるものの、女性が出産・育児等により一時離職をすることがないよう、引き続き就業継続に向けた環境づくりが重要です。

事業所で男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクションを行うことについては、8割強が賛成しており、女性の活躍を積極的に進めていくための取組としては、「性別に関わらず、業務に必要な知識習得の機会や資格取得の機会を与えている」が多く挙げられている一方、「女性の活躍に関する責任者や担当部署を設け推進体制を整備している」は最も低くなっています。女性の管理職への支援等、働く上でのサポート体制の充実が求められています。

② ワーク・ライフ・バランスの推進について

家庭内の役割を男性にも担ってもらうためには、「男性も家事・育児・介護の仕方を身につける」ことが最も高くなっています。そのほか、「家庭で、男性に家事・育児・介護への参加を働きかける」や「行政が男性の家事・育児・介護への参加を促す啓発活動・学習活動を実施する」といった回答も多く、男性への家事等への参画に向けた啓発活動が求められています。

職業生活と家庭生活を両立させるために必要なこととしては、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対して、周囲の理解と協力があること」が高くなっており、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。

また、事業所がワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点としては、「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」、「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」、「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識」の割合が高く、人員体制や労働条件、職場の意識改革等の改善を進めていくことが重要です。

¹⁰ 日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。

③ あらゆる暴力の防止について

DV行為を受けた経験については女性が高くなり、DV行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られます。一番多いDV被害経験、加害経験はともに心理的攻撃となっています。被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人・知人や親族で、市の窓口や警察署等の公的な相談機関の利用は少ない状況であり、一層の周知が必要です。

また、被害を受けた際、相談をする必要がないと答える層が全体の約3割を占めることから、どのような行為が暴力にあたるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談しやすい環境の整備・強化が重要となっています。

④ 人権問題について

人権が尊重されていないと感じることは、「レイプなどの女性への性暴力」、「痴漢などの女性へのわいせつな行為」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント¹¹(性的いやがらせ)」、「家庭内での夫から妻への暴力」、「職場等におけるモラル・ハラスメント¹²」等、暴力やハラスメントに関する内容が多く挙がりました。

事業所の職場におけるハラスメントに関する取組の状況は、「すでに取り組んでいる」もしくは「今後実施予定」が約6割となっています。一方で、約3割は「取組は進んでいない」もしくは「取り組む必要性を感じていない」と回答しているため、各種ハラスメントの対策における一層の周知・教育が必要だと考えます。

⑤ 男女平等意識について

家庭内における役割分担として、ほとんどの項目では、概ねどちらかの性別に偏る傾向がみられました。女性が行っているのは「食事の後片付け・食器洗い」「食料品・日用品の買い物」「洗濯・掃除」といった家事系、男性では「生活費の確保」「家計費の管理」「資産・財産の管理」といった家計系がより多くなっており、男女の認識に隔たりがみられます。

政治の場や社会通念・慣習・しきたりにおける「男女平等」については、「男性が優遇されている」と感じる割合が全体的に高く、男女で比較すると、「男性が非常に優遇されている」の回答に男女差が見られます。現在においても政治の場や社会通念、しきたり、慣習の中では、特に固定的な性別役割分担意識¹³などのジェンダー¹⁴意識が根強く残っていると考えられます。

さらに、家庭観については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感する層は前回調査(平成 27 年度実施)から減少していますが、依然として若干数は共感している状況です。固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、施策や取組を進めていく必要があります。

¹¹ 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動より、個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。

¹² 言葉や態度によって相手の心を傷つける精神的な暴力のこと。

¹³ 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

¹⁴ 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

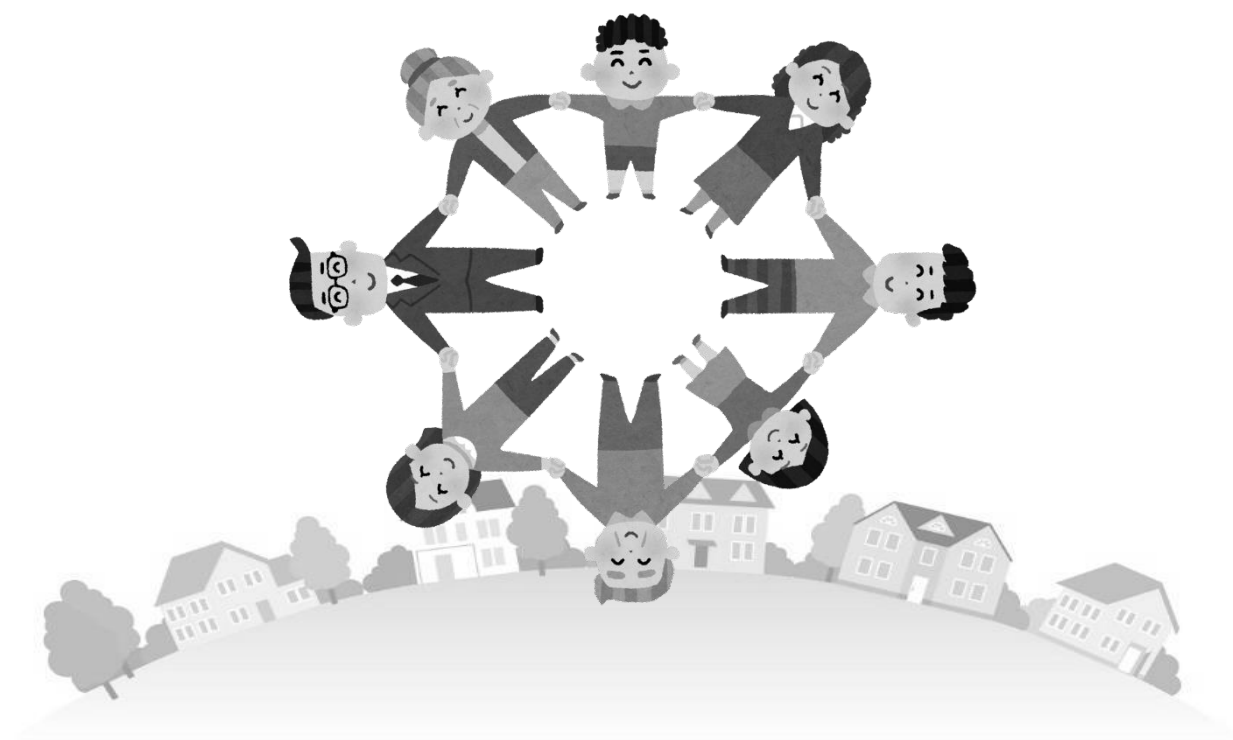
本市では「第3次成田市男女共同参画計画(平成28年度～令和2年度)」において、基本理念として「あらゆるひとを思いやるまち 成田をめざして」を掲げ、だれもがお互いを思いやることのできる社会を目指し様々な事業を実施しています。

令和2年度に実施した「成田市男女共同参画社会に関する市民アンケート調査」の結果では、「男は仕事、女は家庭」のような固定的な性別役割分担意識に対して賛同する人は減少傾向にあるものの、いまだ多くの方が「女性が働きづらく活躍しづらい」等、実社会における不平等を感じています。

本市においては、これまでの施策の取組状況を踏まえたうえで、さらに新たな課題や社会状況の変化に対応するための施策を進めていく必要があります。

また、本計画は女性、男性にかかわらず、貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人びとや外国人等を含めた、「あらゆるひと」のものであるとともに「成田市DV対策基本計画」、「成田市女性活躍推進計画」を内包することから、だれもがお互いを尊重し、個性と能力を發揮して活躍できる社会の実現を目指し、本計画における基本理念を、以下のように掲げます。

あらゆるひとが自分らしく輝き 互いに思いやるまち 成田をめざして



2 基本目標

基本理念を具現化するために、以下の5つの基本目標を掲げます。

I：あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり
(女性活躍推進法に基づく推進計画を含む)

急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で活力のある持続可能な社会を目指すために、あらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための施策を講じます。

II：あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり
(女性活躍推進法に基づく推進計画を含む)

働くことを希望するすべての人が、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図ります。

III：あらゆる暴力を許さない社会づくり (DV防止法に基づく基本計画を含む)

性別に関わらず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と根絶に向けた啓発を推進します。また、実際に被害が発生した際に、迅速かつ安全に被害者が保護され、自立していくための支援を充実させます。

IV：あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱えるあらゆる人に対するきめ細かな支援の拡充を進めます。

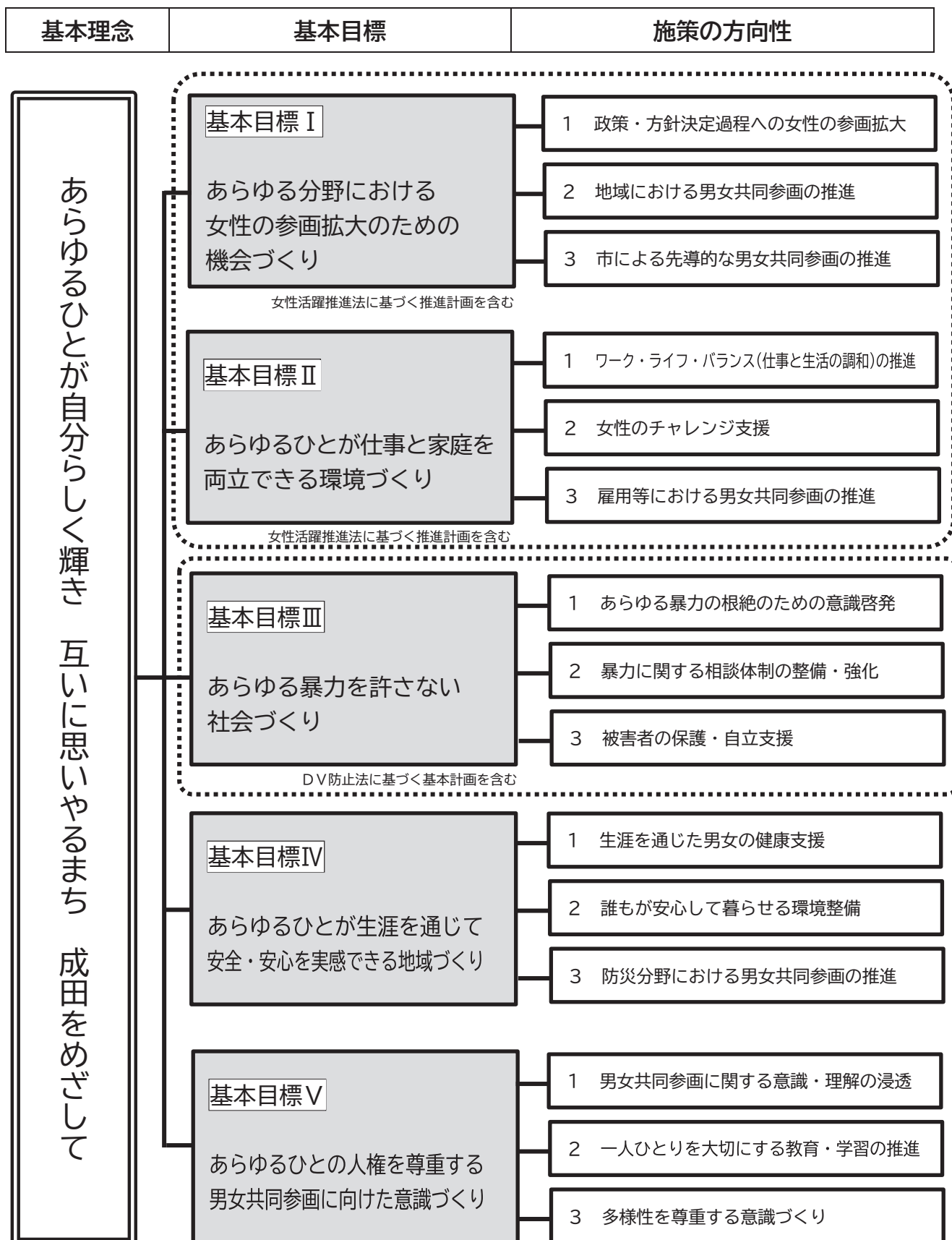
大規模災害の発生に備え、男女共同参画の視点からの災害対応を進め、防災・復興に関する施策方針決定の過程への女性の参画拡大を目指します。

V：あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

人権を尊重する理念や、男女共同参画についての教育・学習機会の充実を進めます。

また、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、お互いを尊重する意識改革と理解の促進を図ります。

3 施策の体系



第4章 各施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現 状

本市では、各種審議会等での女性委員の積極的な登用を推進していますが、審議会等への女性委員の登用率は32.5%(平成27年度実績)から26.5%(令和2年度実績)へと減少傾向が見られます。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、政治の分野や方針を決定する過程において女性委員(議員)が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を進めようと意識している人が少ない」が上位に挙げられており、組織運営の変革とともに意識改革の重要性が指摘されています。

また、女性の登用を計画的に進めていく「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)については、「賛成する」「どちらかといえば賛成する」を合わせた賛成派が82.3%であり、市内の事業所や地域団体等にもポジティブ・アクションを促し、社会のあらゆる局面で「女性だから」という理由だけで閉ざされていた扉を開いていくことが重要です。

課題・方向性

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の考え方は、概ね肯定的に受け取られています。審議会等における女性登用率は平成27年度をピークに減少傾向にあるため、目標値を達成するための審議会等における女性登用にかかわる全庁的な意識付けや委員の選出方法について、見直し等を含めたさらなる推進への努力が必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
1	審議会等における女性の登用促進	各種審議会等への女性委員の登用率向上を目指し、女性の登用を促進します。また、市の政策・方針決定の場への女性の参画の促進に向けて、各種団体等へ委員等の推薦を依頼する際に女性の参画について協力を要請します。	①各種審議会委員数 ②協力依頼実施数	全課
2	認定農業者の確保	夫婦・後継者等による共同申請を推進し、女性認定農業者の確保を図り、女性の経営への参画を促進します。	認定農業者数	農政課

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状* ¹ (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
審議会等への女性委員の登用率	32.5%	26.5%	40.0%	全課
職務指定* ² を除いた女性委員 の登用率	-	32.9%	40.0%	全課
女性委員のいない審議会等の解消	6	10	0	全課

*¹ 現状は令和2年4月1日現在の数値

*² 特定の職に就いている者を指定し、別の特定の職に充てること。



施策の方向性2 地域における男女共同参画の推進

現 状

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、あらゆる世代の人々が地域活動へ積極的に参画し、地域で暮らすすべての人で地域をつくっていくことが重要です。

しかし、自治会など地域活動への女性の参加は多いものの、リーダーを務めるのは男性である場合が多いのが現状です。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、地域団体のリーダーに女性が少ない原因については、「女性は家事・育児が忙しく地域活動に専念できないから」「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」が上位に挙げられており、前回調査(平成27年度実施)と同様の結果となっています。

課題・方向性

地域活動を活性化していくためには、女性をはじめとした多様な立場の人々の意見を取り入れた運営をしていくことが望まれます。女性がリーダーとして地域活動に参加する機会を増やすには、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを推進することで、女性への過度な家事・育児負担を減らしていくとともに、組織を統率する能力があれば、女性であってもリーダーとなることが自然に思える意識を、女性・男性ともに浸透させていくことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
3	区・自治会・町内会等運営活動促進事業	区・自治会・町内会等と市が業務委託契約し、行政の円滑な運営と市民福祉の増進を図ります。	区・自治会・町内会役員の女性割合	市民協働課
4	自営業者への男女共同参画社会への理解と協力	商工業団体を通じて、自営業者を含む市内事業所等に男女共同参画社会への理解と協力を求めます。	事業実績	商工課
5	家族経営協定の締結推進	印旛農業事務所と連携を図りながら、家族経営協定の締結を推進します。	家族経営協定締結数	農政課

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域社会における男女の地位が平等と感じる人の割合* ¹	19.5%	19.6%	21.0%	市民協働課
区・自治会・町内会役員の女性割合	-	-	10.0%	市民協働課

*¹ 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。



施策の方向性3 市による先導的な男女共同参画の推進

現 状

本市では、行政における男女共同参画を積極的に推進するために、職員研修事業の実施や、性別にとらわれない意欲、能力及び適性を備えた職員の積極的な登用に努めています。また、平成6年に設置した「成田市女性計画推進懇話会」を平成18年度から「成田市男女共同参画計画推進懇話会」へ移行させ、継続的に運営しています。

平成26年9月には、男女共同参画社会の形成促進に向けた市民の自主的活用の拠点として、「男女共同参画センター」を設置しており、ソフト・ハードの両面から、男女共同参画の推進に向けた取組を進めています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、市の男女共同参画に関連する施策の認知度は、「女性のための相談」「成田市男女共同参画センター」が高くなっています。また、市の男女共同参画促進のために必要な取組として、「育児休業・介護休業制度などの休暇制度の啓発」が上位に挙がっています。

課題・方向性

本計画の実効性を高めるには、市が率先して女性職員の活用や職域拡大等、男女共同参画の取組を推進していくとともに、広く市民・事業所・地域社会に対して情報提供を行っていくことが重要です。

また、市民・事業所・地域社会において積極的に男女共同参画に関わる活動を行うひとたちとの連携を図るために、今後、より一層「男女共同参画センター」の利用を促進していくことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
6	「成田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	「女性活躍推進法」に基づいた「成田市特定事業主行動計画」の周知を図り、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。	①各役職段階に占める女性の割合 ②技術職及び消防職の採用者に占める女性の割合 ③時間外勤務時間数(男女別) ④育児休業取得者数・取得率(男女別)	人事課

第4章 各施策の内容

基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
7	市役所の職場環境の整備	職員が、仕事と家庭生活を両立しやすい職場の雰囲気や環境の整備を各職場に働きかけます。	事業実績	人事課
8	市女性職員の活用・職域拡大等の推進	女性職員の育成のための研修や幅広いポストへの配置の促進など、女性職員の活用・職域拡大等の推進に努めます。	事業実績	人事課
9	男女共同参画センターの運営	男女共同参画社会を目指し、情報発信施設としての機能を充実させ、市民が自主的に活動できる拠点としての周知を進め、使用者の増加に努めます。	使用人数	市民協働課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
市職員の育児休業取得率* ¹ ①女性 ②男性	①100% ②3.4%	①100% ②10.5%	①100% ②30.0%	人事課
市職員の各役職段階に占める女性 職員の割合* ² ①係長級 ②課長補佐級 ③課長級 ④部長級	①20.7% ②25.2% ③3.8% ④4.8%	①24.1% ②27.5% ③12.5% ④9.1%	①40.0% ②33.0% ③22.0% ④14.0%	人事課
男女共同参画センター使用人数	—	6,349人	7,300人	市民協働課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値

*²各年4月1日現在の数値

基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

現 状

本市では、各種媒体による情報提供や講座開催により、従来からワーク・ライフ・バランスの重要性の周知を続けているほか、子育て・介護支援に関する各種制度を設け、子育て・介護環境の充実を図っています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、仕事も家庭生活も大事にしたいという市民が多くいる一方で、現実ではワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況です。実際の生活では、男性は仕事を優先し、女性は家庭生活を優先する傾向がみられ、希望と現実で大きな差が生じています。

また、男性の育児休業制度と介護休業制度の利用状況は、育児休業制度の利用経験は約1割、介護休業制度が僅か1.3%であり、両制度の利用経験者は少数にとどまっていますが、利用意向率は、両制度ともに5割前後となっており、制度の利用に対する潜在的ニーズは十分にあると考えられます。その一方で、職場に制度がない事業所は両制度ともに1割台半ばとなっており、各制度の利用促進とともに、各制度そのものを導入してもらうための働きかけも重要です。

事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点については、「育児休業・介護休業を取得する従業員の代替要員の確保が難しい」「顧客対応や長時間開店等への対応が必要なため、制約がある」「ワーク・ライフ・バランスの必要性に対する管理職や従業員の意識が乏しい」が上位に挙げられています。

課題・方向性

仕事を持つ男女が職業生活と家事・育児や介護などの家庭生活との両立ができるよう、市民や企業に対してワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知し、理解を促進していく必要があります。

さらに、企業の主体的な取組をより一層推進し、男性中心型労働慣行の改善、性差による隔たりのない環境づくりを推進していくことが重要です。

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

事業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
10	育児・介護休業制度や各種休暇制度の周知	育児休業・介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度の周知に努めます。	事業実績	商工課
11	多様な就業形態等に関する情報提供	仕事と育児・介護の両立を可能にしたファミリー・フレンドリー企業 ¹⁵ などの紹介及び勤務時間の弾力化・在宅勤務など新しい就業形態に関する情報提供に努めます。	事業実績	商工課
12	事業所等へのワーク・ライフ・バランスの推進	事業所に対して、男女がともに協力して子育てをする環境づくりや、育児休業等が取得しやすい環境づくりについて、啓発に努めます。	事業実績	商工課
13	休日保育事業	就労形態の多様化等に伴い、平日及び土曜日以外で保育を必要とする家庭に対し、休日保育事業を実施し、子育て家庭を支援します。	利用園児数	保育課
14	ファミリー・サポート・センター事業	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業 ¹⁶ の、会員数を拡大し、利用拡大に努めます。	会員数	子育て支援課
15	児童ホーム運営事業	保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小学生の健全な育成支援をするため、児童ホームを運営します。	利用児童数	保育課

¹⁵ 仕事と育児・介護の両立を支援する取組について、他の模範とも言うべき取組を推進している企業。

¹⁶ 乳幼児や小学生等の児童の子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

第4章 各施策の内容
基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
16	一時保育運営事業	就労形態の多様化による保護者の短時間就労や疾病・リフレッシュ等の一時的な保育需要に対し、保育サービスを提供することにより、子育て家庭を支援します。	利用者数	保育課
17	病児・病後児保育の充実	子どもが病気等の際、保護者が就労等により保育が困難な場合に、一時的に保育を行うことにより、子育て家庭を支援します。	①利用者数 ②実施箇所数	子育て支援課
18	地域子育て支援センターの充実	子育て中の親子の交流、仲間づくり、子育てに関する相談・援助を実施する場として地域子育て支援センターを充実させ、子育て家庭を支援します。	①利用者数 ②センター数	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
保育園等の入所待ち児童数(待機児童含む)* ¹	227人	338人	0人	保育課
児童ホーム待機児童数* ²	81人	110人	0人	保育課
家事を「男女とも行う」割合* ³				市民協働課
①食事をつくる	①10.1%	①14.6%	①20.0%	
②洗濯・掃除	②22.1%	②24.7%	②29.0%	
③子どもの世話	③20.2%	③18.5%	③26.0%	
④学校行事への参加	④17.7%	④16.7%	④23.0%	
⑤介護	⑤ 8.2%	⑤ 8.3%	⑤11.0%	

*¹ 現状は令和2年3月31日現在の数値

*² 現状は令和2年5月1日現在の数値

*³ 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

施策の方向性2 女性のチャレンジ支援

現 状

本市では、女性・若者の就業支援事業や就業技術援助事業等を通じて、女性の社会進出を後押しする事業を展開しています。

女性の労働力率を年齢階層ごとにみると、30歳代では子育てなどによる離職で落ち込む傾向がみられます。さらに、市民アンケート調査(令和2年度実施)では、就業状況では男女間に大きな差はないものの、就業形態をみると、正社員(フルタイム)勤務は男性が女性を大きく上回り、女性は年代が上がるにつれてパートタイム・アルバイト勤務が増えています。また、現在働いていない方の今後の就業意向についても、女性の4割弱が就業意向を有しています。

女性が職業を持つことについては、「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」など、ライフステージの変化後も何らかの形で仕事の継続を望む声は8割以上と多くなっています。

課題・方向性

女性が働くことについては概ね肯定的であり、どのようなライフコース¹⁷を選択しても、職業を持つ意思があるひとが容易に職業を持てる環境を整えることが必要です。

特に結婚・出産等を機に離職した女性の再就職等への支援体制をより強化し、女性の再就職に向けた取組を関係各所と連携して推進することが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
19	再就職・起業に関する情報提供	結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業を支援するための情報提供を充実させます。	①情報提供回数 ②講座参加者数 (男女別)	商工課
20	女性・若者の就業支援	女性や若者の就業を支援するため「ジョブカフェちば」 ¹⁸ とともに相談やセミナーを開催します。	①相談・セミナー開催数 ②相談者数(男女別) ③参加者数(男女別)	商工課
21	就業技術援助事業	求職者の雇用機会の拡大と就業条件の向上を図り、就業や再就職を支援するため、資格取得等を目指した講習会を実施します。	①講習会開催数 ②参加者数(男女別) ③資格取得者数 (男女別)	商工課

¹⁷ 就学、就業、結婚、出産等のライフイベントでの選択の結果(職業的・家族的な役割の取得の仕方)によって描かれる様々な人生き路のこと。

¹⁸ 公益財団法人千葉産業振興センターを中心に、15歳から39歳までの若年者を対象とした総合的な就職支援サービスを行っている施設。

第4章 各施策の内容
基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
22	創業支援事業	地域における新たな事業の担い手の創出を図るため、市内で新たに創業する者を支援します。	①セミナー開催数 ②受講者数(男女別)	商工課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
マザーズコーナー利用者の就職件数* ¹	152件	895件	1,000件	商工課
女性の年齢別就業率* ² ①30～34歳 ②35～39歳 ③40～44歳	①72.2% ②72.0% ③75.0%	—	①75.0% ②75.0% ③80.0%	商工課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値、開設時(平成25年10月)からの累計

*²女性の年齢別就業率は国勢調査による数値であり、本計画策定時において令和2年の調査結果は発表されていません。



施策の方向性3 雇用等における男女共同参画の推進

現 状

本市では、市内の商工業団体と連携して、職場における男女共同参画を推進するための情報提供等を実施しています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、現在の職場での男女平等については、「休暇等のとりやすさ」では「平等」の割合が7割を超え、「福利厚生」「定年・退職・解雇」「教育訓練や研修制度」「賃金」「時間外労働の負担」についても6割を超えている一方で、「人事配置や昇進・昇格」では男性優遇が4割を超えており、男女平等の人事評価が推進されているとは言い難い状況です。

事業所調査(令和2年度実施)では、業務において女性の活躍を積極的に進めていくために取り組んでいることとして「性別に関わらず業務に必要な知識取得・資格取得の機会の提供」「女性の積極的な採用」「性別による評価の差がないように人事考課基準を明確化」「仕事と家庭の両立支援体制の整備」が多く挙げられていますが、職場での男女の地位の平等感は2割にとどまっています。

本市においては、平成30年3月に市長が「イクボス¹⁹宣言」を行い、育児や介護、地域活動を担っている職員が、仕事と家庭を両立し活躍できる職場環境の整備に取り組んでいます。

課題・方向性

職場での男女平等感については、男性優位の意識が根強く残っているのが現状です。また、性別による固定的な役割分担意識を背景に、長時間労働を前提とした男性中心の働き方が維持されていることなどにより、男性の家庭生活への参画が十分に得られず、家事や育児等における女性の負担が大きくなっています。これにより、働く意欲のある女性が職業生活において活躍することが困難な状況になっています。

男女共同参画に関する情報提供を継続的に実施し、職場における男女平等を推進させていくことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
23	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	関係機関と連携して「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「雇用保険法」「パートタイム労働法」など雇用の分野の法律や制度に関する情報提供に努めます。	事業実績	商工課

¹⁹ 部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司のこと。

第4章 各施策の内容
基本目標Ⅱ あらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
24	労働関係資料の収集と提供	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民への情報提供に努めます。	事業実績	商工課
25	商工業団体との連携・協力	商工業団体を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女共同参画社会づくりや女性の職業生活における活躍の推進に対する理解と協力を求めます。	事業実績	商工課
26	市内事業所等への男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進に関する意識啓発	事業所等における方針決定の場に女性が参画できるよう、啓発に努めます。	事業実績	商工課
27	「一般事業主行動計画」の策定にかかる理解と推進	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員101人以上の事業主に義務づけられた「一般事業主行動計画」の策定について理解と推進を市内事業所等に求めます。	事業実績	商工課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年)	現状 (令和2年)	目標値 (令和7年)	担当課
職場における男女の地位が平等と感じる人の割合* ¹	15.6%	21.2%	28.0%	市民協働課

*¹目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会づくり

【DV防止法に基づく基本計画を含む】

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶のための意識啓発

現 状

本市では、従来から、犯罪の未然防止のための防犯活動やハラスメント防止に向けた情報提供等を実施しています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、DVの被害経験はいずれの項目も女性が男性より多くなっており、「大声でどなる」「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしようなし」などと言う等の心理的攻撃や、「なぐるふりをして、おどす」「医師の治療が必要とならない程度の暴行」等の身体的暴行、「家に生活費を入れない」等の経済的圧迫、「嫌がっているのに性的行為を強要する」等の性的暴力と、暴力の種類は多岐にわたります。

課題・方向性

DVIは、被害者が女性か男性かに関わらず、また、犯罪行為であるか否かに関わらず、あらゆるひとの尊厳が侵害される行為(人権侵害)であることを意識啓発していくことが必要であり、学校におけるDV予防教育も必要です。

また、身体的な暴力による被害者はもとより、身体的な暴力にエスカレートする前段階ともいえる精神的な暴力による被害者に対する相談機能も強化することで、DV被害と加害の拡大を防止することが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
28	男女共同参画・DV防止・女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供	情報紙「さざなみ」、「広報なりた」、「市のホームページ」「まなび&ボランティアサイト」、「行政資料室」などにおける情報提供を充実させます。また、他の事業と連携して、本市における男女共同参画に関わる活動情報を多面的にPRします。	①提供した情報内容 ②提供回数・発行部数 ③他の事業との連携実績	市民協働課

第4章 各施策の内容
基本目標Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
29	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画社会の実現やDV防止に向けた講座・講演会を開催します。開催にあたっては男女共同参画推進員とともに企画運営を進めます。	①講座開催数 ②参加者数(男女別) ③受講対象者を考慮した講座の開催実績	市民協働課
30	地域防犯推進員活動	市や市民及び関係団体等が連携を図り、一丸となって防犯活動を推進するため、地域防犯推進員を委嘱し、犯罪抑止重点地区を中心に青色回転灯パトロール車による巡回や、徒歩による街頭パトロールを実施します。	①推進員数(男女別) ②街頭パトロール実施地域、回数	交通防犯課
31	ハラスメント防止に関する意識啓発	千葉労働局などと連携してハラスメント防止に関する意識啓発に努めます。	事業実績	商工課
32	児童虐待を防ぐための体制整備	児童虐待を防止するため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による「子どもを守る地域ネットワーク」を充実させます。	事業実績	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
広報誌等を利用したDV防止に関する情報提供回数	2回	4回	6回	市民協働課

施策の方向性2 暴力に関する相談体制の整備・強化

現 状

本市では、「女性のための相談」や家庭児童相談室の運営等を通じて、DV防止及び児童虐待防止に向けた活動を行っています。

本市の相談件数の推移をみると、「女性のための相談」件数は令和元年では171件となっており、そのうちDV関連の相談割合は、11.1%です。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、DVを受けた際の相談については、相談しなかった割合は71.1%である一方、「相談した」は20.6%にとどまり、誰にも相談せずにひとりで抱え込んでしまっている割合が高くなっています。また、相談した際の相談相手としては、親族・知人・友人の割合が高く、市役所の相談窓口等の公的機関への相談割合は前回調査(平成27年度実施)から増加していますが、全体からみると未だ低い水準にとどまっています。

課題・方向性

あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民に対する各種相談業務について、一層の周知を図るとともに相談しやすい環境の整備に努め、DV被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携することが必要です。

事 業

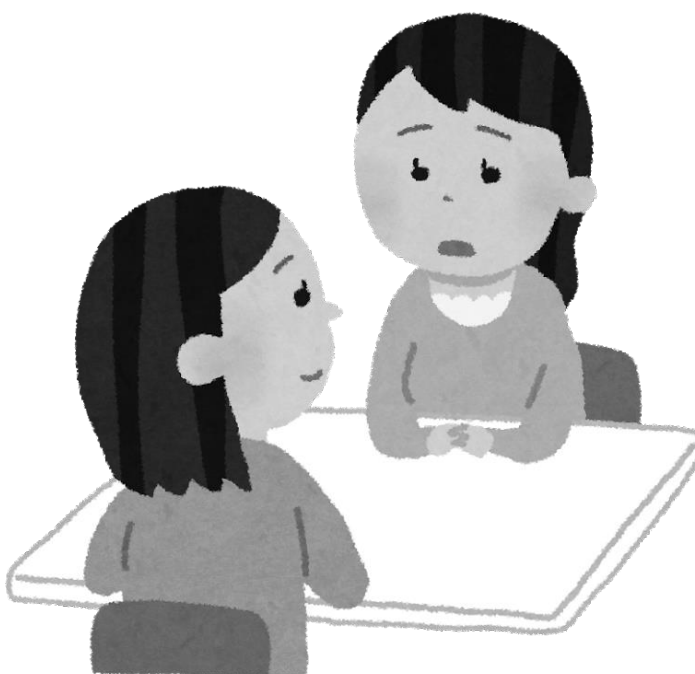
No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
33	各種相談業務	広報紙、ホームページなどを活用して周知を図ります。 女性のための相談窓口をはじめ相談者が利用しやすい環境の整備に努めます。	①相談開催回数 ②相談件数(男女別) ③女性のための相談開催回数 ④女性のための相談件数	市民協働課
34	家庭児童相談室運営事業	児童虐待や子どもの養育などに関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、虐待の予防と早期発見、早期対応に努めます。 また、子ども家庭総合支援拠点への専門職の配置をさらに進めます。	①相談件数 ②DV関係相談件数	子育て支援課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「女性のための相談」件数* ¹	121件	171件	190件	市民協働課
DVの被害経験または加害経験のある人の「相談した」割合* ²	20.1%	20.6%	23.0%	市民協働課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値

*²目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。



施策の方向性3 被害者の保護・自立支援

現 状

本市では、関係機関と連携して、DV被害者支援事業等を実施しています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、「大声でどなる」等の精神的暴力について、全般的に女性の被害経験率が高く、「女性」=被害者、「男性」=加害者という構図が多くの場合にあてはまりますが、割合は低いものの、男性でも幅広い年齢層で被害経験があります。

DVの被害経験については、「嫌がっているのに性的行為を強要する」等の性的暴力について、被害の大半は女性であり、特に女性20～40歳代の被害経験率が高くなっています。また、「なぐるふりをしておどす」や「医師の治療が必要とならない程度の暴行」等の身体的暴力についても、被害の大半は女性であり、特に女性30～50歳代、70歳以上の被害経験率が高くなっています。

課題・方向性

暴力未然防止のための意識啓発も重要である一方、実際に被害が発生した際には、迅速かつ安全に被害者が保護され自立していくための支援を、より充実させていくことが必要です。

支援の際、被害者の相談や支援にかかわる関係機関職員は、各種制度内容の適切な取扱いに努めるとともに、被害者等の個人情報保護を徹底させることが重要です。

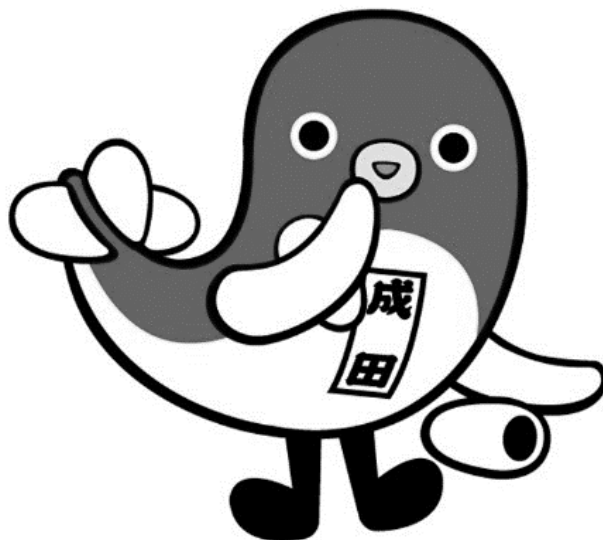
事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
35	配偶者暴力等に関する連携体制の整備	配偶者からの暴力・児童虐待・高齢者虐待など、女性に対する暴力の防止及び被害女性の保護のため、庁内関係各課及び関係機関の連携体制を強化します。	①DV相談受理・ 処理件数 ②DV対策連絡会 議実施回数	市民協働課 DV対策連絡 会議関係課
36	被害女性等の保護・自立支援	関係機関と連携して、被害女性等の保護及び就業相談などを行い、被害女性等の自立を支援します。	①DV被害者保護件数 ②自立支援件数	社会福祉課 子育て支援課
37	住宅確保の支援事業	DV被害者の入居について配慮します。	事業実績	社会福祉課 子育て支援課 建築住宅課
38	消防業務等の支援	関係機関と連携し女性の人権を尊重した消防業務を推進します。	女性消防吏員数	消防総務課

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
39	犯罪被害者等への支援	犯罪行為により傷害を受けた者又は不慮の死を遂げた者に対し、支援金を支給すること等により、犯罪被害者等の生活の安定と精神的被害の軽減を図ります。	事業実績	交通防犯課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
DV対策連絡会議の実施	1回	1回	2回	市民協働課 DV対策連絡 会議関係課



基本目標Ⅳ あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

施策の方向性1 生涯を通じた男女の健康支援

現 状

本市では、市民の心身の健康の保持・増進を目的とした各種事業を実施していますが、市民の一般健康診査の受診率は、3.5%(平成27年度実績)から2.2%(令和元年度実績)へと低下傾向が見られます。

男女共同参画という観点では、女性が身体的・精神的・社会的に良好な状態で満足できる生活を送り、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかを定める自由と権利を持つことを意味する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ²⁰」という考え方を浸透させていくことが重要です。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度(「内容までよく知っている」「聞いたことはある」の合計)は13.2%となっており、前回調査(平成27年度実施)14.5%よりも微減しています。

課題・方向性

あらゆるひとが生涯を通じて健康を保持していくためには、性差に応じた的確な医療を、思春期、妊娠・出産期、高齢期等の各ライフステージに応じて受けられる体制を維持していくことが必要です。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆるひとが対等な立場で活動が続いていくために、心身の健康の保持・増進が図られるよう取り組むことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
40	健康づくり推進事業	家庭や地域において、健康づくりの重要性等について学習する機会を提供するため「健康づくり講演会」や、地区保健推進員が健康づくり普及活動に必要な知識を学ぶ「健康と栄養の教室」等を開催します。	講演会・教室参加者数(男女別)	健康増進課
41	薬物乱用等の予防に関する情報提供	薬物乱用、アルコール依存症などの予防に関する知識の普及に努めます。	事業実績	健康増進課

²⁰ リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅳ あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
42	妊娠・出産などに関する情報提供	女性が安全・安心に子どもを産み育てることができるようにするため、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠・出産に関する情報提供や、喫煙等に関する知識の周知に努めます。	事業実績	健康増進課
43	妊産婦への理解と協力	周囲の人の妊産婦への理解と協力を得るため、妊産婦に対する正しい知識の普及を図ります。	事業実績	健康増進課
44	母子保健事業	妊娠・出産期における女性の健康と健やかな子どもの育成を支援するため、母子保健事業の充実に努めます。また、父親の育児参加や地域の育児グループの活動支援など、母親のみに育児の負担がかからないような環境づくりを推進します。	①母子健康手帳交付数 ②母親学級参加者数 ③健診・相談等参加者数 ④「パパママクラス」開催を含む個別相談数 ⑤「パパママクラス」参加者数（続柄・男女別） ⑥子育て広場での育児相談開催数	健康増進課
45	成人保健事業	健康に関する正しい知識を普及し、男女とも主体的に健康づくりに取り組めるようにするため、「健康教室」「健康教育」「みんなの栄養教室」などを開催します。また、「こころの健康相談」「一般健康相談」「歯科健康相談」「電話健康相談」など、健康に関する相談の充実に努めます。	教室等参加者数	健康増進課
46	一般健康診査事業	18歳～39歳の者を対象に健康診査を実施します。実施の際には子どもを一時預かるなど、子育て世帯の対象者が受診しやすい環境を整備します。	受診割合(男女別)	健康増進課

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅳ あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
47	訪問指導事業	保健師等の家庭訪問活動を通じ、健康づくりができるよう支援します。家族・介護者による口腔管理が困難な人に対して歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科診療・口腔ケア等を行い、健康維持の支援をします。	訪問者数(男女別)	健康増進課
48	結核・がん検診事業	健康づくりに向けて、がんの予防や早期発見、早期治療のため検診を実施します。また、女性の検診では、子どもを一時預かるなど、子育て世帯の対象者が受診しやすい環境を整備します。	受診割合(男女別)	健康増進課
49	医療相談ほっとライン	健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、医師等専門スタッフによる24時間365日利用可能な電話による医療相談サービスを実施します。	相談件数(男女別)	健康増進課
50	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する教室を実施し、介護予防に対する知識の学習・普及啓発に努めます。	教室参加者数(男女別)	介護保険課
51	各種大会教室開催事業	育児に従事する女性、働く女性など、多種多様なライフスタイルに合わせて、スポーツにふれる機会の充実に努め、健康づくりの習慣化を推進します。	各種スポーツ大会等の参加者数	スポーツ振興課
52	特定不妊・不育治療助成事業	不妊・不育症のために特定不妊、不育症治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成し、少子化対策の充実に図ります。	助成延件数	健康増進課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状* ¹ (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
一般健康診査受診率	3.5%	2.2%	4.8%	健康増進課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値

施策の方向性2 誰もが安心して暮らせる環境整備

現 状

社会情勢の変化に伴い、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活上様々な困難を抱える人々が増加しています。

本市では、ひとり親家庭の自立支援のための様々なプログラムを、関係機関と協力しながら実施しています。また、高齢者が生きがいを持って生活できるような活動支援、障がいのあるひとへの生活支援、介護予防や各種介護サービス等を実施しています。

人口割合をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は低下傾向にある一方、高齢者人口は上昇傾向にあり、令和2年には23.0%となっています。

課題・方向性

経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭は決して少なくないことから、ひとり親の雇用促進や職業上の能力開発、仕事と家庭を両立させながらの子育て支援等、ひとり親家庭が安心して生活していくための環境づくりを今後も継続することが必要です。

また、生活上困難な状況に置かれている人々に対して、その実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、安心して暮らせる環境を整備することが求められています。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
53	ひとり親家庭の自立促進事業	生活保護を受けているひとり親家庭等の自立支援のため、自立支援プログラムにより関係機関と連携しながら自立促進に向け支援します。	①生活保護受給者数 (男女別) ②内ひとり親家庭数 (男女別) ③自立世帯(家庭)数	社会福祉課
54	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員等による生活相談、就労相談など、関係機関との連携のもと相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	①ひとり親家庭数 (男女別) ②相談回数・利用者数(男女別) ③自立者数(男女別)	子育て支援課
55	ひとり親家庭の保育園、児童ホームへの入所の配慮	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を安心して行うことができるよう、保育園・児童ホームへの入所に配慮します。	ひとり親家庭の入所児童数	保育課

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅳ あらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
56	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、入学や就職祝い金、医療費の助成を実施し、経済的支援の充実を図ります。	支給者数	子育て支援課
57	ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づく環境整備	ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障がいのあるひとが自立してその人らしく地域で暮らすことが出来るよう環境整備を推進します。	事業実績	社会福祉課 障がい者福祉課 介護保険課
58	社会参加事業	高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、高齢者クラブなどコミュニティ活動を支援します。	①活動回数 ②参加者数(男女別)	高齢者福祉課
59	地域包括支援センターの整備・充実	介護や福祉に関する相談業務・支援及び要支援・要介護状態の予防のため、マネジメントを総合的に行う地域包括支援センターの整備・充実を図ります。	相談件数	介護保険課
60	障がいのあるひとへの地域生活支援事業	障がいのあるひとの自立を支援するため、日中一時支援、移動支援、障害者デイサービス等のサービスを提供し、地域での生活を支援します。	利用者数	障がい者福祉課
61	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する事業を実施し、地域の高齢者の閉じこもり予防に努めます。	事業実績	介護保険課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状* ¹ (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
母子・父子自立支援員相談回数	156回	101回	230回	子育て支援課
シルバー人材センター会員数	474人	478人	550人	高齢者福祉課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値

施策の方向性3 防災分野における男女共同参画の推進

現 状

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、地域活動の参加状況において「防犯・防災のための活動」を行っているのは、女性より男性の方が多く状況です。日頃から、女性も男性も意識的・積極的に防犯・防災のための活動に参画し、地域コミュニティにおける男女共同参画をさらに推進するよう取り組んでいくことが必要です。

課題・方向性

女性の視点による防災対策の必要性の意識をより浸透させ、男女双方の立場を尊重した防災・災害時対策の体制整備を進めます。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、防災講話、避難所運営委員会等での啓発を進めていきます。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
62	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の啓発	日頃の備えや避難所運営等、あらゆる防災に関する政策、方針決定の過程に女性の視点が反映されるよう取り組みます。	避難所運営委員会における女性役員の登用に向けた啓発回数	危機管理課
63	消防・防災活動における女性の活躍推進	地域における消防活動への女性の参画促進に努めるとともに、関係機関と連携し女性の人権を尊重した消防業務を推進します。	女性消防団員数 女性消防吏員数	消防総務課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
避難所運営委員会における女性役員登用に向けた啓発回数	-	7回	14回	危機管理課

基本目標Ⅴ あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性1 男女共同参画に関する意識・理解の浸透

現 状

本市では、「広報なりた」や男女共同参画に関する情報紙「さざなみ」を通じて、市民に対する男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、「男女共同参画講座開催事業」「講座教室等開催事業」等の意識啓発の場の提供を継続的に実施しています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」が5.8%、「同感しない」が59.4%となっており、同感しない層は年々増加しています。性別・年齢別で見ると、女性20歳代、40～60歳代と男性50歳代では「同感する」は5%未満となっており、これらの層を中心に、性別による固定的な役割分担意識が薄れつつあると言えます。また、中学生アンケート調査(令和2年度実施)では、「賛成」が3割、「反対」が4割と、否定的な意見が多くなっています。

しかしながら、社会の様々な局面での男女の地位の平等意識をみると、女性の「男性優遇」とする回答割合が全般的に高く、男性が思う以上に、家庭や職場、地域社会等における女性の地位の不平等感が、女性の意識の中に根強く残っていることが伺えます。

男女平等な社会にするために今後必要なことについては、「男性が積極的に家事・育児に参加できるよう、働き方や制度を見直すこと」「男性自身の意識をあらためること」「男性が女性の社会参画に理解を持ち、協力すること」が上位に挙げられています。

課題・方向性

市民全体において、「男性は外、女性は内」という意識は薄れつつあり、今後もこうした傾向が持続するよう、性別による固定的な役割分担意識を払拭するための意識啓発とともに、「社会全体」「職場」「家庭」等、実社会における男女不平等感を払拭するための取組が必要です。

従来から実施している活動を今後も継続していく中で、特に男性への働きかけを通じて、市民全体における男女共同参画に対する理解を深めていくことが必要です。

事業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
64	男女共同参画・DV防止・女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供の充実 【再掲】	情報紙「さざなみ」、「広報なりた」、「市のホームページ」、「まなび&ボランティアサイト」、「行政資料室」などにおける情報提供を充実させます。また、他の事業と連携して、本市における男女共同参画に関わる活動情報を多面的にPRします。	①提供した情報内容 ②提供回数・発行部数 ③他の事業との連携実績	市民協働課
65	男女共同参画講座開催事業 【再掲】	男女共同参画社会の実現やDV防止に向けた講座・講演会を開催します。開催にあたっては男女共同参画推進員とともに企画運営を進めます。	①講座開催数 ②参加者数(男女別) ③受講対象者を考慮した講座の開催実績	市民協働課
66	講座教室等開催事業	男女共同参画を推進するという視点に立った各種講座教室等の開催に努めます。	①講座開催数 ②延べ参加者数(男女別) ※男女共同参画に関連した講座	公民館
67	法制度等の周知	男女共同参画に関する認識を深め定着させるため、男女共同参画社会基本法など、各種法制度の周知に努めます。	①提供した情報内容 ②提供回数	市民協働課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合* ¹	6.6%	5.8%	4.0%	市民協働課
家庭の中での男女の地位が平等と感じる人の割合* ¹	31.1%	29.3%	34.0%	市民協働課

*¹ 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅴ あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

現 状

本市では、キャリア教育の充実や、思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業等を通じて、一人ひとりを大切にする教育活動を実施しています。また、男女共同参画の視点に立った親子学習講座等を開催しています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、子どもを教育する場合、「女らしさ、男らしさ」という考え方を意識するかどうかについては、肯定派が64.6%を占め、前回調査(平成27年度実施)から減少しているものの、未だ半数以上がジェンダーを意識した教育を行っています。一方で、子どもの教育について、「男らしい・女らしい遊びや躰を押し付けない」という考えを「重要」と捉える層も年々増加しています。

こうした意識は、女性・男性という身体的な違いを理解しつつ、ひととしての個をみつめながらも、固定的な性別役割分担意識を植え付けず、男女共に個性と能力を十分に発揮できるように教育することの重要性を示唆していると考えられます。

課題・方向性

教育・学習を通じて、男女共同参画の考え方をより広く浸透させていくことが必要です。

子どもの教育においては、女性と男性の違いを理解しつつ、それぞれが持つ特性を考慮しながら、個を生かしていくことが必要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
68	キャリア教育の充実	児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、性別にとらわれず、主体的に自分の進路や職業を選択できるよう、キャリア教育の充実に努めます。	事業実績	教育指導課
69	家庭科教育の充実	男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させるため、家庭科教育の充実に努めます。	授業時間数	教育指導課
70	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校教育において、男女共同参画の重要性や固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び、人権教育の啓発・推進に努めます。	事業実績	教育指導課

基本目標Ⅴ あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
71	情報教育の推進	児童・生徒がインターネットを適切に活用し、人権、知的財産など自他の権利を尊重し安全に利用できるよう、メディア・リテラシー ²¹ の育成に努めます。	事業実績	教育指導課
72	教育相談事業	児童・生徒の学習、交友関係、進路などに関する悩み、親の子育てや家庭教育に関する悩み等を解消するため、教育相談を実施します。	相談件数	教育指導課 生涯学習課
73	思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業	多様化する思春期の児童・生徒の悩みに対応するため、専門家を派遣し、教職員等に対し指導助言を行います。	事業実績	教育指導課
74	教職員研修の充実	人権教育に関する研修を充実させ、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	人権教育に関する研修実施数	教育指導課
75	個性を生かす教育推進事業	小・中学校に学校サポート教員及び健康推進教員を配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた教育を推進します。	配置教員数	学務課
76	講座教室等開催事業	親子を対象とした「子ども体験学習セミナー」など、男女共同参画の視点に立った「親子学習講座」等の充実を図ります。	①講座開催数 ②参加者数 (親子別・男女別)	公民館
77	生涯学習講演会開催	健康、歴史、環境など市民のニーズに応じた講演会を開催します。	①講演会開催数 ②参加者数	生涯学習課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状 (令和2年度)	目標値* ¹ (令和7年度)	担当課
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合 (市民アンケート調査)	58.0%	57.3%	64.0%	市民協働課
学校の中で男女の立場が平等になっていると感じる人の割合 (中学生アンケート調査)	-	58.3%	65.0%	市民協働課

*¹ 目標値の達成状況は、次期計画策定時に実施するアンケート調査で把握します。

²¹ メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

第4章 各施策の内容

基本目標Ⅴ あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性3 多様性を尊重する意識づくり

現 状

本市には、成田空港の利用を通じて多くの外国人が訪れております。外国人住民数は令和元年には5,600人を超え、人口に占める外国住民数の割合をみると、県内で2番目に高くなっています。

市民アンケート調査(令和2年度実施)では、男女共同参画を促進させるために必要な取組として「外国人との交流活動の充実」と回答した層は、わずか1割にとどまる状況です。

外国人住民が共に地域の一員として暮らし、まちづくりに参画できる環境をつくるためには、地域の情報を提供するほか、異なる文化や生活習慣、価値観などについて相互理解と認識を深める機会を設け、国際理解を促進していくことが必要です。

また、LGBT(性的少数者)と言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。多様な性のあり方について、理解を広めていく必要があります。

課題・方向性

本市では、地域、職場等、様々な場面で外国人と交流する機会が多いことから、異文化や価値観の多様性を理解するための取組を進めていきます。

また、外国人との交流活動を進めていく中で、男女共同参画に対する意識や考え方の違いを把握し、相互に理解を深め、あらゆるひとにとって住みよい社会にしていくことが重要です。

事 業

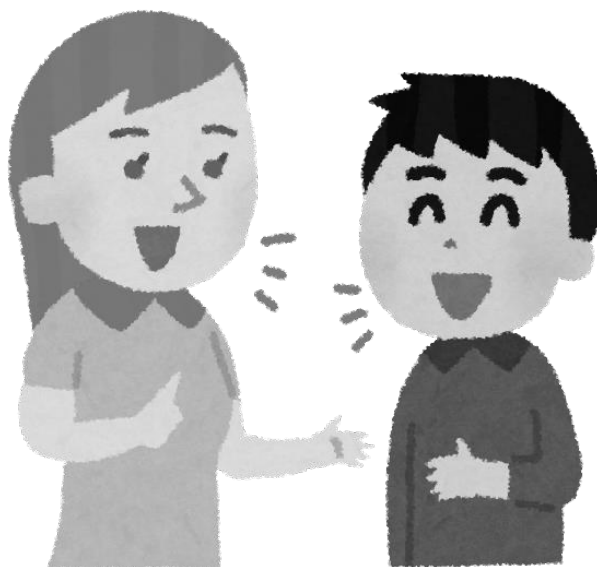
No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
78	外国人相談の充実	市役所での手続き等の支援のため、多言語に堪能な相談員の配置と、多言語に対応したタブレットの活用により、相談窓口の充実を図ります。	外国人相談件数 (言語別)	市民協働課
79	外国人住民との交流活動の充実	国際交流に熱意のある市民との協働により、成田市国際交流協会が実施する国際交流イベントや事業等を通じて、異文化や価値観を理解し合い、国際的な視野を持つ人材育成を推進します。	外国人交流イベントの参加者数	文化国際課
80	言語教室の開催	市民と外国人の相互理解を深めるため、外国語教室及び日本語教室等を開催します。	①教室開催数 ②参加者数(男女別)	公民館 市民協働課

基本目標Ⅴ あらゆるひとの人権を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり

No.	事業名	事業内容	活動指標	担当課
81	国際市民フェスティバルの開催	「国際市民」を育むとともに、市民と外国人の交流を促進するため、各種市民サークル団体と連携して、国際市民フェスティバルを開催します。	参加者数	文化国際課
82	国際理解教育の推進	小・中学校において、外国人英語講師(ALT)等を活用し、国際理解教育の一層の推進に努めます。	事業実績	教育指導課

成果指標

指標名	前回策定時 (平成27年度)	現状* ¹ (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
外国人交流イベント参加者数 (国際交流協会)	928人	417人	600人	文化国際課
国際市民フェスティバル参加者数	3,500人	3,000人	4,600人	文化国際課

*¹現状は令和2年3月31日現在の数値

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1)市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員の管理職登用など、行政から意識を変えることが必要です。あらゆる施策に対し、多くの意見・さまざまな視点を反映させていくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組めます。

(2)市民・事業所との連携

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのことと自覚して取り組むほかに、事業所等の参画も必要です。

そのために、市民や事業所との連携により事業を進め、市民や事業所が実施する事業に対しても市が積極的に協力し、協働による男女共同参画のまちづくりを推進していきます。

(3)国・県・他市町村との連携

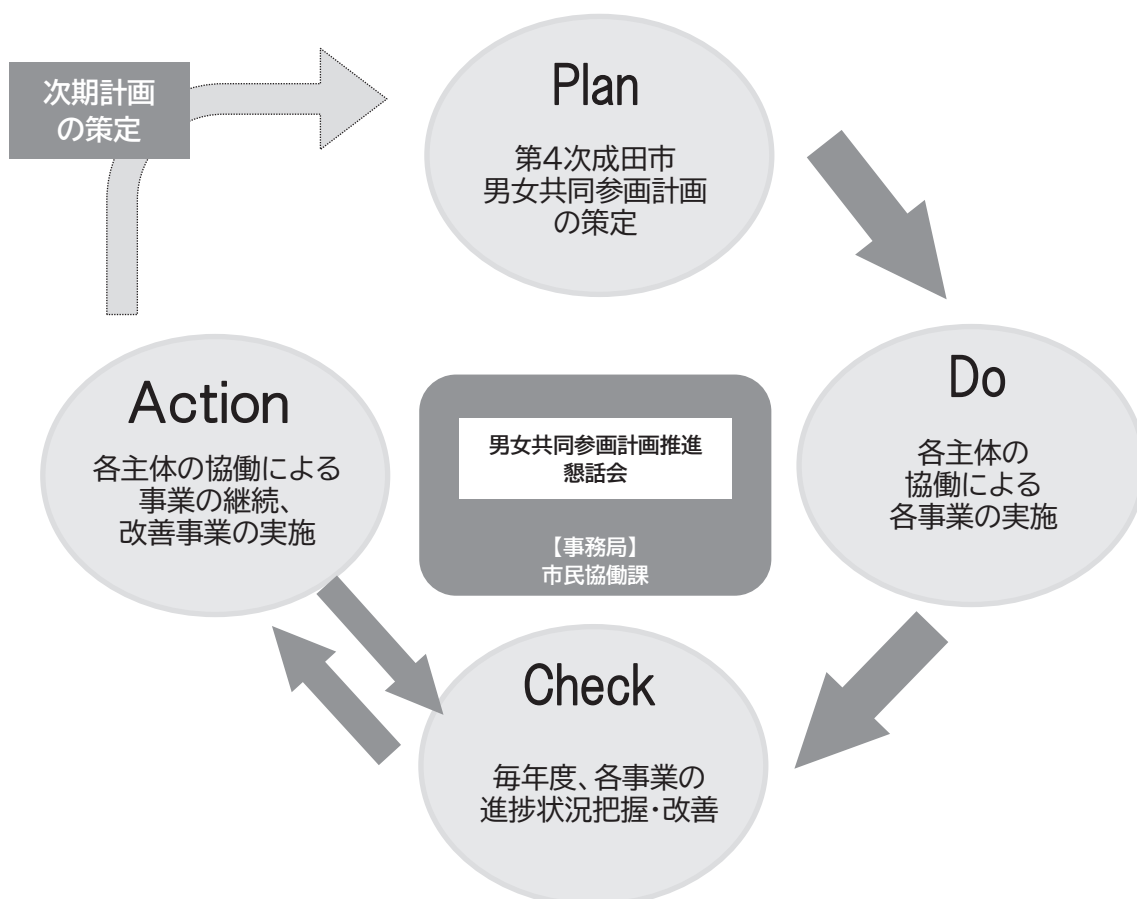
国・県・他市町村の情報収集を定期的に行い、市民に提供するとともに、各機関と連携して本計画の効果的な推進を図ります。

(4)推進体制

各種団体の代表者等で構成される「成田市男女共同参画計画推進懇話会」により、男女共同参画計画の施策の審議や実施状況の点検、評価を行っていきます。

2 進行管理等

- (1)関係各課で所掌事務の管理を行い、進捗を把握できるようにします。
- (2)事業の適切な評価が行えるよう、市民や事業所の意見・要望・評価など、データの収集整理に努めます。
- (3)計画の進捗状況の評価・点検については、定期的を開催する「成田市男女共同参画計画推進懇話会」において行います。
- (4)5年ごとの改定時期に、市民アンケート調査をはじめ、多くの方々や機関から幅広く意見を聴取します。市民アンケート調査による指標項目については、5年に一度の調査を実施した年度に比較・検討を行います。



資料編

(1)成田市男女共同参画計画推進懇話会設置規則

平成6年1月27日
規則第1号

(設置)

第1条 成田市男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進について意見及び助言を求めるため、成田市男女共同参画計画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(組織等)

第2条 懇話会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 地域社会づくり関係団体
- (3) 就労関係団体
- (4) 福祉関係団体
- (5) 保健関係団体
- (6) 行政関係機関の職員
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、男女共同参画計画主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日規則第34号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月29日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月21日規則第3号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日規則第68号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(2)成田市男女共同参画計画推進懇話会委員名簿

	委員氏名	選出区分	備考
1	相川 仁	教育関係者	会長
2	甲斐 直	地域社会づくり関係団体	
3	小川 美喜子	地域社会づくり関係団体	
4	宮崎 廣文	地域社会づくり関係団体	
5	石渡 朋子	就労関係団体	副会長
6	蕨 玲子	就労関係団体	
7	石井 博子	福祉関係団体	
8	大貫 博子	保健関係団体	
9	内田 俊文	公募による者	
10	土谷 紀子	公募による者	
11	綿貫 沢	公募による者	
12	多田 隆博	行政関係機関の職員	R2.4.1~R3.3.31
	伊藤 真理子		R3.4.1~R4.3.31
13	篠塚 康孝	行政関係機関の職員	
14	内田 啓子	行政関係機関の職員	R2.4.1~R3.3.31
	小川 禎一		R3.4.1~R4.3.31
15	葉山 憲一	行政関係機関の職員	R2.4.1~R3.3.31
	廣田 一利		R3.4.1~R4.3.31
16	関口 正樹	行政関係機関の職員	

(3)策定経緯

開催年月日	会議名等	内容
令和2年7月下旬～ 8月下旬	成田市男女共同参画に関する市民・ 中学生・事業所アンケート調査の実施	
令和2年10月28日	令和2年度第1回 成田市男女共同参画計画推進懇話会	○第3次成田市男女共同参画計画 成田市D V対策基本計画 成田市女性活躍推進計画 における令和元年度事業の報告について ○次期成田市男女共同参画計画の策定につ いて ○アンケート調査の結果について
令和2年11月12日	令和2年度第1回 成田市男女共同参画計画策定委員 会検討部会	○第4次成田市男女共同参画計画の策定に ついて
令和2年11月17日	令和2年度第1回 成田市男女共同参画計画策定委員会	○第4次成田市男女共同参画計画の策定に ついて
令和3年1月14日 ～1月21日	庁内各課計画素案意見照会	
令和3年1月15日 ～1月25日	令和2年度第2回 成田市男女共同参画計画推進懇話会 (書面協議)	○第4次成田市男女共同参画計画(素案)に ついて ○パブリックコメントの実施について
令和3年1月25日	令和2年度第2回 成田市男女共同参画計画策定委員 会検討部会	○第4次成田市男女共同参画計画(素案)に ついて ○パブリックコメントの実施について
令和3年1月29日	令和2年度第2回 成田市男女共同参画計画策定委員会	○第4次成田市男女共同参画計画(素案)に ついて ○パブリックコメントの実施について
令和3年3月3日	議会報告(教育民生常任委員会)	○第4次成田市男女共同参画計画(素案)に ついて
令和3年3月15日 ～4月15日	第4次成田市男女共同参画計画(素 案)パブリックコメント	
令和3年5月7日	令和3年度第1回 成田市男女共同参画計画推進懇話会	○第4次成田市男女共同参画計画(最終案) について
令和3年5月17日	令和3年度第1回 成田市男女共同参画計画策定委員 会・検討部会合同会議	○第4次成田市男女共同参画計画(最終案) について
令和3年6月15日	議会報告(教育民生常任委員会)	○第4次成田市男女共同参画計画について

(4)男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進めら
れてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国
の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮すること
ができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっ
ている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要で
ある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定す
る。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成
に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国
民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること
により、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に
推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること

ができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを
いう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづ
れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい
う。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ
とを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし
るように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又
は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参
画する機会が確保されることを旨として、行われなけれ
ばならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介
護その他の家庭生活における活動について家族の一員と
しての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を
行うことができるようにすることを旨として、行われな
なければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
なければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め

なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

資料編

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年一月二二日 法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(5)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が

尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即し

て、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

資料編

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところ

により、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ

り、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対す

資料編

る職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算

の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内

閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

資料編

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

最終改正：令和元年法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向
けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済
が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、
経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力
を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の
妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を
保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支
援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定
する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶
者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以
下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす
言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に
対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者
であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を
含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を
受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離
婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係
と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被
害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下
この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方
針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この
条において「都道府県基本計画」という)を定めなければ
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、
かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村にお
ける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施に関する基本的な計画(以下この条におい
て「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければ
ならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ
を公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基

資料編

本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号第六号 第五条 第八条の三及び第九条において同じ)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において

同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百

十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ)を受けた者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び

当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条

資料編

第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対

し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護

命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定によ

る命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関

資料編

する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。

次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

第4次成田市男女共同参画計画

発行：成田市

編集：市民生活部市民協働課

住所：〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

T E L : 0476-20-1507

発行年月：令和3年6月

登録番号：成協 21-013



第4次成田市 男女共同参画計画

発行：成田市
編集：市民生活部市民協働課
住所：〒286-8585
千葉県成田市花崎町760番地
TEL：0476-20-1507

発行年月：令和3年6月
登録番号：成協21-013

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。